

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第三 各種手数料等の改定に関する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第三、各種手数料等の改定に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長大村襄治君。

各種手数料等の改定に関する法律案及び同報告書〔本号(一)に掲載〕

〔大村襄治君登壇〕

○大村襄治君 ただいま議題となりました各種手数料等の改定に関する法律案につきまして、大蔵

委員会における審査の経過並びに結果を御報告申しあげます。

〔大村襄治君登壇〕

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

最近における経済情勢の変化等に顧み、政府においては、今般、各種の行政事務に係る手数料等の金額につきまして、行政コスト等を勘案して統一的な観点から全般的な見直しを行い、費用負担の適正化を図ることといたしております。

本案は、各種手数料等の改定に当たり、法律改正を必要とするものにつきまして、別途法改正を予定しているものは除き、関係法律を一括して改正することとして提出されたものであります。その内容は、不動産の鑑定評価に関する法律等

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び資金運用部資金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(保利茂君) 採決いたします。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(保利茂君) 採決いたしました。

○松本七郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、簡易生命保険及び郵便年金の加入者の利益の増進を図るために、次のように改めようとするものであります。

まず、現在、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金の金融債に対する運用範囲は、長期信用銀行法に規定する長期信用銀行、農林中央金庫または商工組合中央金庫の発行する債券に限られていますが、これに長期信用銀行以外の銀行の発行する債券を加えようとするものであります。

次に、資金運用部に預託された積立金及び余裕金の預託利率のうち、一定の要件を満たすものにつけられる利子の利率は、現在、年六‰等と固定したものになつておりますが、この利率の算出方法等を、年五・九‰の利率に、預託期間が七年以上の預託金につけられる特別の利子の利率と同じ利率をえたもの等に改めようとするものであります。

また、これらの預託金につけられる利子の一部は、現在、預託金の払い戻しの日のみに限つて支払われることになつておりますが、経過預託期間に応じ、毎年三月三十一日及び九月三十日にも支払われるよう改めようとするものであります。

本案は、二月二十一日本委員会に付託され、三月二十九日服部郵政大臣より提案理由の説明を聴取し、昨十二日質疑を終了、討論もなく、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対しても附帯決議が付されました。

国務大臣の発言(昭和五十一年度決算の概要について)

○議長(保利茂君) 大蔵大臣から、昭和五十一年度決算の概要について発言を認められております。これを許します。大蔵大臣村山達雄君。

〔国務大臣村山達雄君登壇〕

○國務大臣(村山達雄君) 昭和五十一年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その大要を御説明申し上げます。

昭和五十一年度予算是、昭和五十一年五月八日に成立いたしました。

この予算は、国民生活と経済の安定及び国民福祉の充実に配意しつつ、財政の改善合理化を図るとともに、景気の着実な回復に資するための施策を実施することとして編成されたものであります。

さらに、その後における経済情勢等にかかる公共事業関係費の追加を行うほか、農業保険費等について所要の措置を講ずるため、補正予算が編成され、昭和五十二年二月二十二日その成立を見ました。

この補正によりまして、昭和五十一年度一般会計予算は、歳入歳出とも二十四兆六千五百一億円余となりました。

わたって占拠された十数室においては、平常一体いかなることが行われているか、一般市民には全くかがい知ることを許されないのであります。このほか東京大学などの構内におきましては、特定の教授に対する威嚇的な個人攻撃や三里塚闘争を使嗾するような過激な掲示やビルが相も変わらずわが物顔に横行しております。われわれ市民から見て、とうてい学問の自由が保障されるような雰囲気とは見られないのです。(拍手)

このように、学問の自由と国民の学ぶ権利に対する明白な挑戦が行われているにもかかわらず、大学当局において適切な処置がとられていると認められないのはまことに遺憾であります。戦後の大學生教育が、ベビーブームで高じた青少年人口と、より高い教育を受けたいという国民的要請の前に、量的拡大路線に走らざるを得なかつたことは御承知のとおりであります。そして、その学生急増という負担を担つたのは、主として財政的重圧に苦しむ私立大学といわゆる新制の国公立大学であります。その一方、旧帝国大学は、たとえば東京大学が早晚国民の税金から一千億近い予算が与えられるという恵まれた環境にありながら、その管理運営、そして教育内容において、とうていう時代と社会の要請にこたえていると言えないのであります。

現在の大学制度の最も醜い一面は、一部有名大

学を目指して青少年がむなしの受験競争に明け暮れし、大学の存在意義とは受験生の選別だけにあつて、その教育内容にはないとされる現状に見られるのであります。このような時代おくれの大

学制度、その運営管理を抜本的に改め、真に国民の学ぶ権利にこたえ得るような大学を取り戻す必要性があることを私は叫びたいのであります。

(拍手) 国立、公立大学の管理制度について、戦後

数次にわたる論議と、あの忌まわしい大学紛争の経験を経ても、なお旧帝國大学時代の教授会を中心主義が牢固として残されておるのであります。私は、大学がその国民に対する責任にこたえ

るため、その閉鎖性を捨て、虚心に外部からの善意の助言に耳を傾けるべきことを訴えたい。私は、いまや高等教育を受ける権利についての国民的要望にこたえるため、大学の教育内容の改善と管理体制の確立に向けて、具体的な一步を進めるべときが来ると考えますが、総理及び文部大臣から明快な御答弁をお願いするものあります。(拍手)

また、昨年閣議決定を見ました全国総合開発計画、いわゆる三全総においては、大学の大都市圈集中を改め、国土政策の要請に沿った教育施設の地域分散を進め、大都市の過密の解消と地域格差の是正を図ることが提案されているが、今後これをどのようにして具体化していかれる方針か、できるだけ具体的な御答弁をお願いいたします。

これまで申した大学の現況を見られるよう

な不安定な精神的風土の中で、誤った反社会的な

革命思想に取りつかれた人たちが、公共事業に対す

る一部市民の不満や疑いに乗じて、全国各地で妨

害のための妨害を試みていることは御高承のとお

りであります。特に、成田国際空港が政府の方針

どおり支障なく開港できるか否かは、すでに十年

余にわたり費やされた二千五百億円に上る予算の

むだ遣いというような問題をはるかに超えた重大

な意義を持つと言わざるを得ません。もし万が一

どおり支障なく開港できるか否かは、すでに十年

代を踏んまでの新しい体制に移しかえをしなければならぬ。これは財政ばかりじゃない、家庭の方もそうだ、あるいは企業の方もそうだ、地方公共団体もそうあります。が、国がそれに先駆けてやるということが当然であります。

私は、そういう見地に立ちまして行政の改革等も進めてまいりましたが、行政のみならず財政につきましても、今後粘り強くその方向を推し進めまいとい、かよう存する次第でございま

す。

なお、予算の執行につきまして御指摘がありましたが、やはり財政の改革という中におきましたが、予算の執行面につきましては、お話をうなづなことは当然であります。お話をうなづなつながら持つておる、こういうふうに思つてあります。が、そのような方向で大学の問題その他、日本の国民の法を守り社会を守るという精神の涵養、これにつきまして努力をしてまいりたい、かよう考へておるわけであります。

なお、成田事件に関連いたしまして、この間の百六十名ばかりの逮捕者の中に公務員が十数名入つておる、まことにこれは申しわけない次第でございます。いま調査をいたしておりますが、違法事実が確認できた者につきましては、すでに三名、関係省庁におきまして懲戒免職の手続をとつておりますが、調査の判明次第、これは厳正な処置をとりたい、かよう考へておる次第でござい

ます。(拍手)

〔國務大臣砂田重民君登壇〕

その方向を進めてまいりたい、このように考へておる次第でございま

す。

なお、成田問題につきましてどういうふうに対処するかというお話をございましたが、これはこの前もこの壇上からお答えいたしましたが、やはり安全、これを大前提としたしまして成田の空港の開設を取り急ぐ。五月二十日というふうに決めましたが、この五月二十日には安全な姿において開港の実現をするということ。

しかし、同時にいま津島さんの御指摘がありましたが、この成田問題といふのは、成田であい

う事件が起きましたけれども根がある、根が成田で吹き出た問題であります。その根に対しましてわれわれは注意を払うということが最も大事であります。このように考へておるのであります。

そういう見地から考へますときには、いまお話をありました東京大学、京都大学における一部学生の教室の不法占拠の状態、まことに遺憾なこと

であります。が、そういう問題、私は決して成田

の問題と縁がないという問題じゃないと思うのです。これは縁がある。ああいう状態がずっとあるのですから、それがまた再び成田で吹き出す、つきましたが、今後粘り強くその方向を推し進めまいとい、かよう存する次第でございま

す。

今後とも大学当局に対しまして、学園の秩序

の維持と施設の管理について早急に適切な措置を

講じ、もつて国民の期待にこたえるよう、強くそ

の努力を促してまいる決意でござります。

次に、大学の管理体制についての御質問がござ

いました。

各大学の自治といふものは、大学におきます教

育研究の自由を守るためにものであります。自治

の名前のもとに、教育研究に対する障害が放置さ

れるようなことがあっては断じてなりません。

教授会を中心といたします従来の国公立大学の

管理運営のあり方につきましては、閉鎖的、独善

的運営に陥りやすいとか、あるいは責任体制が

明確でなくて、異常な事態に対して時を得た適切

な措置がとりがたいではないか、このような欠陥

を指摘をされてまいったところでございます。学

を指摘をされてまいったところでございます。学

園紛争等の経験を経まして、各大学の中にも、自

主的に管理運営のあり方を工夫する動きが出てま

いております。

文部省といたしましても、このような動きを助

けますため、副学長でありますとか参与であり

ますとか、学長を補佐をいたしますそういう機関

を置くことができるような法令の改正をいたしま

して、筑波大学を初め新しい大学を設置いたしま

すに当たりましては、既設大学の参考となります

ように、こういう意味を含めて、教育研究の基本

組織に工夫を加え、また新しい管理運営方式を確

立させる等の努力を続けてまいったところでござ

ります。

〔國務大臣瀬戸山三男君登壇〕

今後とも大学が社会の要請に即応して適切に運

用されるよう、その制度のあり方を研究し、改善

のための努力を積極的にやってまいりたい、かよ

うに考へておるものでござります。

今後とも大学が社会の要請に即応して適切に運

用されるよう、その制度のあり方を研究し、改善

のための努力を積極的にやってまいりたい、かよ

おくれております。裁判がおくれておる理由にいろいろありますけれども、事件の複雑さもありまつります。その鬭争の場とする根本の考え方はどういうところにあるかといふと、國家の権力に抵触してこれと闘うことは人民の権利であるという立場でやつておるわけでございます。でありますから、すでに裁判開始前から、鬭争精神を持ってあらゆる手段を講じ、裁判の進行を妨げる、これが現状であります。遺憾ながら裁判が進行しておらない。

わけでもあります。(拍手)

○議長(保利茂君) 馬場猪太郎君。

〔馬場猪太郎君登壇〕

○馬場猪太郎君　日本社会党を代表し、昭和五十年度決算及び関連する諸問題について總理並びに関係大臣にお尋ねいたしたいと思います。

昭和五十二年度は経済の年と言われました。結果は不況の深刻化と円高の追い打ちの年でありました。ことしもまた経済の年と繰り返さざるを得ませんでした。それでは、五十一年度は福祉の年

裁判の進むにつれまして、大久保、副島、伊藤証言等、ロッキード事件のベールは次第にはがれて、ますます疑惑を濃くしております。政治家としてのあるいは社会的、道義的な責任はすでに明確であります。まだまだ自淨作用は残っているんだという政治への信頼を取り戻すため、この際、何らかの処置をおとりになる勇気をお示しになるかどうか、総理にお伺いいたしたいと思います。(拍手)

小康を保つておりました田高も、三月中は激しく、さらに不況業種への影響は深刻であり、失業中の人々に対する特定不況業種離職者臨時措置法

種に新たな差別を生じております。特定不況産業に対する対策も、かえって大量解雇を誘うきっかけにもなりかねないという批判が強く、業種の転換も短い時日では簡単にできるものではありません。

公共事業も、一部を除いて、受け入れる自治体の自己財源の不足や人員、技術の不足など、消化力が危ぶまれています。せいぜい五年程度の成長と

か予測できないと民間の調査機関も見てています。今後の雇用をより厳しく受けとめなければなりませんが、企業本位の姿勢から、失業に直面している人のための特定産業対策によって新しい雇用をつくり出すべきだと思いますが、労働大臣にお答えをいただきたいと思います。

物価だけは安定と言われておりますが、生活必需品からはだれもが不況下の物価高と感じ、酒税や医療費をきっかけに、鉄道運賃等アップの気配があり、魚価はすでに大幅に上がり、地価もじり高であり、金融緩和は流動資金を市中にだぶつかせてインフレのおそれも予測されますが、そのおそれはないのでしょうか。総理にお尋ねいたしたいと思ひます。

暖冬によるでき過ぎのため、その野菜の価格によつて救われた物価、元も取れない犠牲を強いられた農家、その農家に対し百七十万トン、約四十万ヘクタールの稻作をやめさせようと押しつけています。食管会計だけ見れば赤字は累積しているでしよう。一時的な余剩米は援助物資など国際経済協力の方法もあります。世界の食糧事情から見れば、四十億の人口のうち、アフリカ、インド等飢餓状態にある人々が三分の一もある中で、総合的に見て六〇%程度までは自給率を高め得る条件にあるわが国が、国際分業論、貿易立国論に乗つて自給率を下げ、輸入をふやす方向を向いているということは、飢えている人々から食糧を奪うことになるので、五十年の四月ないし五月ごろから決められました食糧政策の方向等に基づいた減反政策は再検討すべきときではないでしようか。（拍手）

ども、対症療法に終わり、過剰設備の廃棄など、いわゆる葬式代を払うだけの結果に終わっています。

あれだけ非難を受けた集中豪雨型の輸出も、自ら規制しなければならないと五十年の通商白書で述べておなが、翌年の五十一年度では、資源の乏しい日本が貿易で、輸出振興で国を立てることは当然だと主張し、方針が一貫しておりません。国際感覚の鈍さが今日の円急騰の原因の一つではないでしょうか。果たして円の値打ちがどこまで上ると予想をされておるのか、また、経済成長は修正しなくてもいいのかどうか、総理にお伺いいたします。

内外の情勢から見て、なおトンネルから出るめどもつかないま、産業界からは兵器産業育成や兵器輸出の声が始め、防衛問題をめぐって戦力の解説を拡大し、自衛のためなら核保有も許されるとかのような発言、余ったドル対策も含めて、P-3CやF-15の輸入をめぐって軍事力を強化するキャンペーンを張り、わざわざ「防衛は国家の存立の基本」と施政方針に一項を設けるなど、一連の動きは、経済から軍事的にも進出をするのではないかとの諸外国の不信の目に対し、この際、疑いを解く意味からも、平和を守る信念を一層明らかにしていただきたいと思ひます。

最後に、五年越しの中日友好平和条約は、もは

や総理の決断のみで一段階まで来ておなが、党内を取りまとめて、一日も早く締結すべきだと思ひます。決意のほどをお示ししたくとともに、昨日の尖閣列島水域への中国漁船の出漁が、条約と同時に大陸棚の石油探査の権利にも深い関係がありますので、政府の方針をお示しただきたいと思います。

以上、雇用、円高、産業政策、農林水産等の今

日の問題点は、すべて五十一年度決算の結果を生かし得なかつたことに起因していることからが反対を表明するものであります。(拍手)

〔内閣総理大臣福田赳氏登壇〕

○内閣総理大臣(福田赳氏君) お答えを申し上げ

ます。

五十一年度に政府がとった政策と違った政策をとつておれば、今日の経済情勢というものはもう間違いはなかつた、このように確信をいたしております。(拍手)

そういう経済情勢に対して私が責任は一体どう感じておるかというようなお話をございますけれども、私は、この五カ年にわたりまして国の経済政策にずっと関係してきております。しかし、この五カ年間の経済の動きといふものは、これはもう世界では、日本における戦後の第二の奇跡と言われるくらい評価をされておるのであります。私は、

二九ぐらい。五十一年度、これは三多近くの影響があつたと思うのです。五十二年度に続きまして、本年度、五十三年度、これは恐らく二〇%程度のことではなかろうか、このように思います。

一方、円高の影響といふものは、これはもう物価に相当の影響があるわけでありまして、今日わが国の物価水準は、先進諸国の中で一番成績のいいところに位しておるわけでありますけれども、この傾向といふものは私は堅持できると思ひますし、また堅持いたしたい、このように考えておる所以あります。

また、円高は一体どこまで続くのだといふようなお話をございますが、これは円高といふよりは、むしろドル安と言つていただきたい方がいいかと思うのでありますけれども、さあそのドルがどこまで安くなるであろうか、これを私がこの席で申し上げたら相当問題を惹起いたしますので、それは御勘弁を願いたいと思ひます。

また、ドル安が経済成長にどういう影響を及ぼすか、成長率修正というようなことを考へる必要があるのじやないかというようなお話をございまが、確かに、二月以降の再びの急激なドル安状態、これはわが国の経済に対しまして相当大きなデフレ効果を持ってくる、こういうふうに見ておるのであります。しかし、その傾向が一体どうい

かからない部門につきましては、これはぜひ国会におきまして調査権の発動といたしまして御調査を願いたい、このように思うのであります。政府

におきましては、この調査権の執行に対しましては、政府のでき得る範囲における協力を申し上げるということを明快に申し上げたいと思うのであります。

さらに、物価問題に触れられまして、酒税を引きかけに公共料金が上がるが、これも心配だとお話をございます。公共料金全体としてながめでみると、五十二年は大変な年であった

ことです。物価全体に及ぼす公共料金の影響度が二九ぐらい。五十一年度、これは三多近くの影響があつたと思うのです。五十二年度に続きまして、本年度、五十三年度、これは恐らく二〇%程度のことではなかろうか、このように思います。

一方、円高の影響といふものは、これはもう物価に相当の影響があるわけでありまして、今日わが国の物価水準は、先進諸国の中で一番成績のいいところに位しておるわけでありますけれども、この傾向といふものは私は堅持できると思ひますし、また堅持いたしたい、このように考えておる所以あります。

また、円高は一体どこまで続くのだといふようなお話をございますが、これは円高といふよりは、むしろドル安と言つていただきたい方がいいかと思うのでありますけれども、さあそのドルがどこまで安くなるであろうか、これを私がこの席で申し上げたら相当問題を惹起いたしますので、それは御勘弁を願いたいと思ひます。

また、ドル安が経済成長にどういう影響を及ぼすか、成長率修正というようなことを考へる必要があるのじやないかというようなお話をございまが、確かに、二月以降の再びの急激なドル安状態、これはわが国の経済に対しまして相当大きなデフレ効果を持ってくる、こういうふうに見ておるのであります。しかし、その傾向が一体どうい

深く見守っていきたい、こういうふうに考えております。

国家としての姿勢についてお触れになりましてが、私は昨年の八月、マニラにおきましていわゆる福井演説なるものをやつております。その中でわが国の行くべき道といふものを明快に話しておるわけありますけれども、私は、あの私の演説によりまして、東南アジアにおきましてはわが国の平和思想そのものにつきまして相当理解を深めた、このように考えておるわけであります。

わが国は、持たんとすれば強大な軍備が持てます。また、持たんとすれば核まで持てる、核兵器まで持てるという立場にありますけれども、そういう立場にありながら、あえて強大な軍備は持たません。また、非核三原則を堅持いたしまして核兵器は持ちません。そして、國として世界で生きていく新しい道を求めておるのだ、こういうことにつきましては、私は、最近国際社会においてとみに理解を深めつつある、このように考えておるのあります。逆に、日本に対する再軍備の不安を持つているなんというようなことは、これはみんな感じておらないのであります。

また、最後に、中日友好平和条約について、どういうことになつておるかというお話をございまが、これはしばしばお答え申し上げておりますが、これはしばしばお答え申し上げます。

また、最後に、日中友好平和条約について、どういうことになつておるかというお話をございまが、これはしばしばお答え申し上げておりますが、これはしばしばお答え申し上げます。

また、最後に、日中友好平和条約について、どういうことになつておるかというお話をございまが、これはしばしばお答え申し上げておりますが、これはしばしばお答え申し上げます。

また、最後に、日中友好平和条約について、どういうことになつておるかというお話をございまが、これはしばしばお答え申し上げます。

また、最後に、日中友好平和条約について、どういうことになつておるかというお話をございまが、これはしばしばお答え申し上げます。

ただ、馬場さんは、私の決断だけで一瞬で決まるのだというようなことをおっしゃいますが、わが国にはわが国の國益というものがあるのですから、その國益を十分踏まえて、國民のために、期待を裏切らないようにならなければならぬわけでありますから、私だけの決意でこれは決まる問題ではございません。双方が満足し得る状態になつて、初めてこの問題は最終的決着に至るのだとうよう御理解を願いたいのであります。(拍手)

ないということで、諸情勢の推移を慎重に見守つてまいりたところであります。

尖閣列島は、申し上げるまでもありませんけれども、わが国の固有の領土でありまして、したがいまして、その周囲十二海里はわが国の領海であります。そうして、わが国はこの島々に対しても実効的な支配を及ぼしておるのであります。しこうして、国際法上、外国の船は領海内で漂泊するということ、これは正当な理由がなければできないことであります。また、領海内で操業をするということは、これは主権国の許可がなければできないことであります。しかるに、相当数の中国の漁船と見られる外國漁船が尖閣列島周辺領海内で操業をいたしております、正当な理由なくして漂泊をしておる、まさに遺憾な事態でござります。政府に対し、かかるべき申し入れをすることを検討いたしておる次第でございます。(拍手)

ないということで、諸情勢の推移を慎重に見守る
といったところであります。
しかしながら、民間金融機関の預金金利は、来る
四月十七日から引き下げるのをすでに去る三
月二十二日に決定いたしておりますことは御案内
のとおりであります。こうした状況のもとで郵便
貯金の利率をどうするか、預金者の立場を考え
るとまことに忍びがたいものがあり、非常に苦慮
している次第であります。去る三月三十日、郵
政審議会の開催をお願いいたしまして、利率の
改定についてお諮りをいたしました。同審議会に
おいて三月三十日、四月六日の二回にわたって熱
心な意見の交換をいたきましたが、なお、各里
の方々から広く意見を求めるため、参考人の意見
を聴取することとし、本日、三回目の審議会が開
催される運びとなつております。

特定不況業種離職者臨時措置法の積極的な活用はもちろんでございますけれども、実は先般、去る三月二十五日、経済対策閣僚会議にあわせて雇用問題閣僚懇談会を開催をしてもらいました。これには、造船不況あたりが大変な問題でござりますから、とりあえずそういうものも含めて、官公庁の船舶の早期発注をお願いをしたい、こういったことも、労働大臣の立場において、運輸大臣を初め関係大臣にお願いをいたしまして、需要の拡大ということを積極的にやらなければならぬというふうに考えるわけでございます。

また、五十三年度の新しい雇用政策といたしまして、中高年齢者の雇用の促進のために、中高年齢者を雇い入れた事業主に対して助成措置を講ずる、中小企業者の場合では三分の二賃金の助成をしていく、こういった手配をいたしております。

それから、やはり中長期的に考えますと、現在、まさに日本は産業構造の質的な転換を遂げなければならぬ実情にあるわけでございます。そういうことに対応いたしまして、これから伸びる産業としては、やはり付加価値の高い製造業あるいは第三次産業に雇用の場を求めなければならぬ。これには、福祉関係であるとか、あるいはまた教育関係、情報関係、あるいは保健衛生関係、これはむしろ日本の国内においてはおくれた部門でありますから、こういう面への雇用のチャンスをつかむような配慮を今後していくかなければならぬ。それに対応するためにはやはり職業訓練法のあり方ということについても検討をすべきであるという考え方で、ただいま御審議を願つております職業訓練法の改正、これは十年ぶりにいたすわけでござりますけれども、時代の要請にこたえ得るような職業訓練法の改正をやっていこうという、こういった総合施策をやることによって、私は、現在の不況の中に悩んでいる日本が、この不況を通り抜けたときには、質的に転換をした産業構造の担い手としての労働者の配置を考える、そ

○國務大臣（安倍晋太郎君）馬場議員の私に対する御質問は三点でござりますが、その第一点は、世界には食糧不足で困っている国があり、飢餓人口が多いが、わが国の余剰米を海外援助に使うべきではないかということです。ですが、余剰米を海外援助に使うということにつきましては、中川農林大臣も從来から申し上げておりますが、海外援助を予定して米の生産を行うということは、相手国の要請あるいはタイ、ビルマといった伝統的な輸出国との関係、さらに国内における原材料の需要との関係、財政負担との関係等も検討を行いまして、そのときどきの諸事情に応じまして対処してまいりたい、これは積極的に取り組みたたいという考え方を持つておるわけであります。

次に、米の生産調整を行うということは、わが国の農業を荒廃に導くものではないか、これもまた、中川農林大臣がしばしば申し上げておりますが、最近における米の需給の状況を見ますと、生産者の稻作志向がきわめて強い一方、需要面においては引き続き停滞傾向にあり、その過剰基調は一層強まつておるわけであります。また、今後増産をしなければならない農作物についても停滞傾向を脱していないという状況でございます。

そうした事情にかんがみまして、本年度から実施することになりました水田利用再編対策は、単なる一時的な、緊急避難的な米減らし対策といふものではなくて、長期的な視点に立って米の消費拡大に努めながら、米の生産を計画的に調整をするというやり方でございまして、今後、自給力向上の必要な飼料作物、大豆、麦等への転作等を推進をして、需要の動向に安定的に対応し得る農

ういう配慮で雇用政策を展開すべきであります。(拍手)
ように考へるわけでござります。

に考案されるわけでございます〔指〕

○國務大臣（安倍晉太郎君）　馬場議員の私に対する御質問は三点でござりますが、その第一点は、世界には食糧不足で困っている国があり、飢餓人口が多いが、わが国の余剰米を海外援助に使うべきではないかということです。ですが、余剰米を海外援助に使うということにつきましては、中川農林大臣も從来から申し上げておりますが、海軍の生産価格というものが国際価格の五倍もしておるという状況から見まして、問題も多く、困難でございますが、すでに発生をしておる余剰米を海外援助に使用することにつきましては、相手国の要請あるいはタイ、ビルマといった伝統的な輸出国との関係、さらに国内における原材料の需要との関係、財政負担との関係等も検討を行いまして、そのときどきの諸事情に応じまして対処してまいりたい。これは積極的に取り組みたいといたい考え方を持つておるわけであります。

次に、米の生産調整を行うということは、わが国の農業を荒廃に導くものではないか、これもまた

業生産構造の確立を期するために推進しようとするものでありまして、わが国の農業のこれからの新しい展開を図る上にはぜひとも必要な施策である、こういうふうに考えておるわけであります。なお、現在、生産調整は、農家の皆さんの御協力を得まして、非常に順調に進んでおります。

また、第三点として、新しい観点に立った長期的な食糧政策を考えるべきであるという御意見でございますが、もちろん食糧を安定的に供給するということは、国民生活の安全保障という見地からも必要でありますし、そうした意味における農業の振興といふものは、わが国経済の発展にとりましても不可欠であると考えております。

昭和五十年に策定をいたしました「農産物の需要と生産の長期見通し」がありますが、このような観点に立って、この見通しは、こうした食糧の安全保障というような観点に立って、わが国の総合的な自給力の向上を図ることを基本として策定をいたしたものでありますし、したがって、長期的な食糧政策としては、今後ともこの見通しをいかにした点を実現をすることが必要であると考えております。その実現のために努力いたしますが、これに必要な生産基盤の整備、生産の担い手の確保、構造政策、価格政策の充実等、各般の施策を充実をいたしまして、この見通しをぜひとも実現をいたしたいと考えておるわけであります。(拍手)

○副議長(三宅正一君) 春田重昭君。

〔春田重昭君登壇〕

○春田重昭君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました昭和五十年度決算等に関して、現在の政治状況に深くかかわりある幾つかの問題点を取り上げ、総理並びに関係閣僚に質疑するものであります。

まず、質問に先立ち、五月三日に開催される日米首脳会談に臨む総理の所信を伺つておきたいのであります。

総理が、訪米までにわが国の国際収支の黒字を何とか縮小しなければならないと焦つてゐるところから述べておるよう、首脳会談に臨むに当たつて、わが国経常収支の縮小のための具体策を講じなければならないことは、必ずと言わなければなりません。総理は、訪米前にこの経常収支の黒字縮小のためにどのような手を打とうとしているのか、伺つておきたいのであります。

また、首脳会談においては、米国のドル防衛策の実施を強力に要請しなければならないことは言ふまでもありませんが、総理は、カーター大統領に具体的なドル防衛策を要請する決意があるのか。さらに、私は、現在、新しい通貨体制の確立が必要な段階に立ち至つていることを考へておるのですが、通貨体制について話し合いの用意があるかどうか、あわせてお尋ねしておきたいのであります。

総理は、世界のため日米はあるとされ、世界第一の経済大国米国と、第二位の日本が世界の経済を変えるとばかり言つておますが、その自負は、そのまま日本の大きな責任を強調していることになります。

報道によりますと、総理は、大統領との会談のほか議会にも行き、わが国経済の状態を話し、理解を求めるところですが、その目的あるいは成果が期待できると考へているのか、その見通しを伺つておきたいのであります。

さて、本題に入りますが、昭和五十一年度予算の提出された当時は、物価狂乱やその後のオイルショックなど内外にわたる経済環境の激変に搖れていたときであり、不況の中の物価高というスタグフレーションの色彩がなお色濃く残つていたときであります。

そうした中で、昭和五十一年度予算の審議に先立つ政府演説では、当時の副総理であり、経済企画庁長官であった福田総理は、経済運営の実質的な責任者として、昭和五十一年度を、「調整過程の最終年であるとともに、新しい長期経済計画の門

出の年」とされ、さらに、「わが国経済の正常な姿を取り戻し、これを安定成長路線につないでいく記念すべき時代の幕開けの年」とも規定されたのであります。しかしながら、その後の推移は、総理の思惑とは全く違う様相を呈してきており、衆目の一致して指揮するところとなつてゐる所であります。

また、昭和五十一年度の財政の特色は、五十年度補正予算に引き続き、特例公債、つまり赤字国債の発行によって財源の不足を補う欠陥財政であつたと指摘されるところであります。総理の言ふ記念すべき幕開けの年とは、欠陥財政幕開けの年を指していたのであります。

さらに、五十一年度の経済の特色は、下半期に至つて不況色がつとに強まり、総理の発言とはうらばらに、わが国経済は出口のないトンネルをさまよい、不安が一層強まり始めた年と言えるのであります。ここで注目しなければならないと思うことは、五十一年度は不況が深刻化し景気が低迷しては、そのまま日本の大きな責任を強調していることになります。

総理は、世界のため日米はあるとされ、世界第一の経済大国米国と、第二位の日本が世界の経済を変えるとばかり言つておますが、その自負は、そのまま日本の大きな責任を強調していることになります。

報道によりますと、総理は、大統領との会談のほか議会にも行き、わが国経済の状態を話し、理解を求めるところですが、その目的あるいは成果が期待できると考へているのか、その見通しを伺つておきたいのであります。

さて、本題に入りますが、昭和五十一年度予算の提出された当時は、物価狂乱やその後のオイルショックなど内外にわたる経済環境の激変に搖れていたときであり、不況の中の物価高といふスタグフレーションの色彩がなお色濃く残つていたときであります。

そうした中で、昭和五十一年度予算の審議に先立つ政府演説では、当時の副総理であり、経済企画庁長官であった福田総理は、経済運営の実質的な責任者として、昭和五十一年度を、「調整過程の最終年であるとともに、新しい長期経済計画の門

出の年」とされ、さらに、「わが国経済の正常な姿を取り戻し、これを安定成長路線につないでいく記念すべき時代の幕開けの年」とも規定されたのであります。しかしながら、その後の推移は、総理の思惑とは全く違う様相を呈してきており、衆目の一致して指揮するところとなつてゐる所であります。

また、昭和五十一年度の財政の特色は、五十年度補正予算に引き続き、特例公債、つまり赤字国債の発行によって財源の不足を補う欠陥財政であつたと指摘されるところであります。総理の言ふ記念すべき幕開けの年とは、欠陥財政幕開けの年を指していたのであります。

さらに、五十一年度の経済の特色は、下半期に至つて不況色がつとに強まり、総理の発言とはうらばらに、わが国経済は出口のないトンネルをさまよい、不安が一層強まり始めた年と言えるのであります。ここで注目しなければならないと思うことは、五十一年度は不況が深刻化し景気が低迷しては、そのまま日本の大きな責任を強調していることになります。

報道によりますと、総理は、大統領との会談のほか議会にも行き、わが国経済の状態を話し、理解を求めるところですが、その目的あるいは成果が期待できると考へているのか、その見通しを伺つておきたいのであります。

さて、本題に入りますが、昭和五十一年度予算の提出された当時は、物価狂乱やその後のオイルショックなど内外にわたる経済環境の激変に搖れていたときであり、不況の中の物価高といふスタグフレーションの色彩がなお色濃く残つていたときであります。

そうした中で、昭和五十一年度予算の審議に先立つ政府演説では、当時の副総理であり、経済企画庁長官であった福田総理は、経済運営の実質的な責任者として、昭和五十一年度を、「調整過程の最終年であるとともに、新しい長期経済計画の門

出の年」とされ、さらに、「わが国経済の正常な姿を取り戻し、これを安定成長路線につないでいく記念すべき時代の幕開けの年」とも規定されたのであります。しかしながら、その後の推移は、総理の思惑とは全く違う様相を呈してきており、衆目の一致して指揮するところとなつてゐる所であります。

また、昭和五十一年度の財政の特色は、五十年度補正予算に引き続き、特例公債、つまり赤字国債の発行によって財源の不足を補う欠陥財政であつたと指摘されるところであります。総理の言ふ記念すべき幕開けの年とは、欠陥財政幕開けの年を指していたのであります。

さらに、五十一年度の経済の特色は、下半期に至つて不況色がつとに強まり、総理の発言とはうらばらに、わが国経済は出口のないトンネルをさまよい、不安が一層強まり始めた年と言えるのであります。ここで注目しなければならないと思うことは、五十一年度は不況が深刻化し景気が低迷しては、そのまま日本の大きな責任を強調していることになります。

報道によりますと、総理は、大統領との会談のほか議会にも行き、わが国経済の状態を話し、理解を求めるところですが、その目的あるいは成果が期待できると考へているのか、その見通しを伺つておきたいのであります。

さて、本題に入りますが、昭和五十一年度予算の提出された当時は、物価狂乱やその後のオイルショックなど内外にわたる経済環境の激変に搖れていたときであり、不況の中の物価高といふスタグフレーションの色彩がなお色濃く残つていたときであります。

そうした中で、昭和五十一年度予算の審議に先立つ政府演説では、当時の副総理であり、経済企画庁長官であった福田総理は、経済運営の実質的な責任者として、昭和五十一年度を、「調整過程の最終年であるとともに、新しい長期経済計画の門

出の年」とされ、さらに、「わが国経済の正常な姿を取り戻し、これを安定成長路線につないでいく記念すべき時代の幕開けの年」とも規定されたのであります。しかしながら、その後の推移は、総理の思惑とは全く違う様相を呈してきており、衆目の一致して指揮するところとなつてゐる所であります。

また、昭和五十一年度の財政の特色は、五十年度補正予算に引き続き、特例公債、つまり赤字国債の発行によって財源の不足を補う欠陥財政であつたと指摘されるところであります。総理の言ふ記念すべき幕開けの年とは、欠陥財政幕開けの年を指していたのであります。

さらに、五十一年度の経済の特色は、下半期に至つて不況色がつとに強まり、総理の発言とはうらばらに、わが国経済は出口のないトンネルをさまよい、不安が一層強まり始めた年と言えるのであります。ここで注目しなければならないと思うことは、五十一年度は不況が深刻化し景気が低迷しては、そのまま日本の大きな責任を強調していることになります。

報道によりますと、総理は、大統領との会談のほか議会にも行き、わが国経済の状態を話し、理解を求めるところですが、その目的あるいは成果が期待できると考へているのか、その見通しを伺つておきたいのであります。

さて、本題に入りますが、昭和五十一年度予算の提出された当時は、物価狂乱やその後のオイルショックなど内外にわたる経済環境の激変に搖れていたときであり、不況の中の物価高といふスタグフレーションの色彩がなお色濃く残つていたときであります。

いうことが、これは生き物を大事にするということにもつながっていくのです。また、お互い人を大事にするということにもつながっていくのであります。そういう見地からも、私は、物を大事にすることとは、これからは政治運営、また世の中の運営のために非常に大事なことだ、大事にしてまいりたい、かように考へておる次第でござります。（拍手）

[國務大臣村山達雄君登壇]

○國務大臣（村山達雄君）お答えいたします。

私は、いまアメリカの方でも財政節約をやつておるときに、五十三年度予算でどのような切り詰めをやつたか、特に自動車に関する限りしてどのような切り詰めをやつたかというのが第一問でございます。

御承知のように、昭和五十三年度は、景気拡大のために内需拡大を中心といたしまして公共事業をふやさせていただきました。その反面、経常経費につきましては極力節約したところでござります。特に財政は前年横ばいを原則といたしましたが、もう使用ができなくなつたもの、耐用年数が過ぎたものでなければ買いかえは認めないと、厳しい方針を出しまして、前年よりやや低めに抑えたといふところでござります。

それから、決算委員会の審査についてどういうふうに考へるか、こういうお話をございます。

私も、実は前に決算委員長をやらせていただきに経験がござりますので、この決算審査の機能につきましては非常に重視しているところでござります。国会の議決を得ました予算が果たして政策目的を達成しているかどうか、あるいは不正不当な使用がないかどうか、これは一にかかる決算委員会で長時間かけて御審査を賜るわけでござります。政府いたしましては、その審査の結果を踏まえまして、翌年以降の編成並びに執行の重要な参考資料にさしていただいておるわけでござりますので、私たちも今後ともこの姿勢でまいりたいと思ひます。

会計検査院の検査体制の重要性についても、この決算審査のいわば基礎をなすいろいろの資料を御提出願うわけでござりますので、非常に重要な問題でございます。

特に財政が非常に増大化し、それから検査対象が複雑化しておりますので、今後とも会計検査院の機能の充実に、人の面でも予算の面でも、苦しい中でも重視してまいりたいと考えておるところでござります。

以上でござります。（拍手）

○副議長（三宅正一君）安藤巖君。
〔安藤巖君登壇〕

○安藤巖君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、昭和五十一年度決算について、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

第一に、わが国経済と国民生活に重大かつ深刻な打撃を与えていた不況、円高を招いた経済、財政運営の責任についてであります。

五十一年度予算に対し、わが党は、それまでの大企業中心の高度成長型経済政策から、国民本位の経済政策への転換を強く要求をいたしました。五年來の不況、さらに今日の異常な円高という事態は、わが党のこうした主張に耳をかさず、大企業本位の従来型不況対策を続けてきたことの結果であると言わなければなりません。

すなわち、大企業には、公定歩合の相次ぐ引き下げと大型公共事業など、至れり尽くせりの施策をとった一方で、国民には、国鉄運賃、電力、電話など公共料金の大幅引き上げ、所得税減税の見送り、福祉関係支出の切り詰めなどの犠牲を転嫁したのであります。個人消費を伸ばさなければならぬ、まさにそのときに、逆にそれを抑えつけてしまつたのであります。

しかも国内外市場が極端に冷え込んでしまつた中で、政府が輸出主導型景気回復策を追求し、一部大企業の低賃金と合理化を武器とした集中豪雨型輸出を促進してきたことが、今日の円高の国内要因を生み出してしまいました。

さらに、こうした大企業本位の従来型不況対策の財源を膨大な国債発行によつて頼ってきたことが今日の財政危機をもたらしたのであります。そこで総理に伺います。総理が本当に不況克服、円高対策をとる気があるならば、まず、こうした結果をもたらしたこれまでの経済財政運営を反省し、その上に立つて抜本的対策をとるべきであります。

すなわち、第一に、大幅減税、年金制度の拡充、実質賃金の引き上げを図るとともに、失業防止、雇用安定に万全の対策をとることであります。ところが、総理は、四月一日の参議院予算委員会で、賃上げは景気対策にならないと述べ、逆に国民の購買力を抑制する姿勢をとっているのであります。これは、現在の不況、円高を解決できないばかりか、さらに激化させるものではありませんか。

第二には、国際收支の大額黒字の原因となつてゐる一部大企業の異常に高い国際競争力、それを支えている社外工制度や下請企業への締めつけに對し、大胆にメスを入れ、わが党提案の方向で下請代金遅延防止法の抜本的改正を図るべきであります。

まことに、以上の二点について総理の所見を求めるものであります。（拍手）

次に、本決算の具体的な問題点について伺います。

会計検査院の五十一年度決算検査で指摘された不当事項、処置要求事項などのむだ遣いは、合計

費のむだ遣いがあります。検査院が指摘した不当事項金額の五二%、処置事項金額の四四%、会計上重大な問題があるとして指摘された特記事項八件のうち五件、二兆三千三百億円が政府関係特殊法人に関係するものであります。たとえば、十一の休眠会社に対する出資金二百五十一億円を焦げつかせたまま、長いものでは六年余りも放置している石油開発公団の例などは、特殊法人のルーズな運営、管理の典型的な例であります。

法人の役員人事を初め、最頂点から事業運営に直接参画する顧問、参与のポストや法人の日常的な運営に参画する政策委員会、経営委員会等の審議機関の委員ボストの大部が、一部の政治家とOBを含む高級官僚、財界、大企業代表によって占められておることが、こうした事態を生み出している重要な原因となつております。

したがつて、特殊法人による浪費にメスを入れ、人事面でも、財・官癡着を改め、公正を期すためには、さしあたり顧問、参与や政策委員会等の委員人事を、関係各方面の意見が公正、かつ総合的に反映するよう適正にすることとも、特殊法人の運営全般について有効なチェックが行われるような制度的改善を行つべきであります。総理並びに関係閣僚の明確な答弁を求めます。

特殊法人の浪費問題には、天下り官僚役員の高额な給与と退職金の問題があります。昭和五十一年度の公社、公團、公庫等の総裁の給与の最高額は、月額百五万円で、現在でも主務官庁の事務次

官の約一・四倍になつております。役員の高額退職金は、さらに驚くべき実情であります。公務員の退職金は、勤続一年につき給与の約一ヶ月分の率で計算されているのに對して、これらの役員は勤続一ヶ月につき給与月額の四五%というような法外な率で計算され、巨額の退職金を受け取つてゐるのであります。

天下り人事を厳しく規制するとともに、非常勤役員を含め約一千名にも達する役員の高額給与と法外な退職金算定率を、国民の納得できる水準に改め、特權的待遇をなくすべきであります。総理並びに関係閣僚の答弁を求めます。

最後に、輸銀、開銀等の融資をめぐる疑惑の徹底的な解明と、不正防止の問題であります。

五十一年度末における政府出資と国庫からの貸付金残高は、この二つの銀行だけでも七兆二千九百八十一億円の巨額に達しているのであります。

しかも現に、輸銀融資を使った全日空のエアバス購入に絡んでロッキード事件が起きているのであります。このような国家資金を使って行われる融資については、厳しい監視が行われなければならぬのは当然であります。

ところが政府は、国会で再三要求されているに明らかにせず、国会による国政調査権の有効な行使を妨げてきたのであります。

そこで、第一に、輸銀、開銀等の融資について

べきであります。また、これらの融資を受けているものの会計についても、会計検査院の検査が行えるよう法的措置を講ずべきであります。特に、海外経済協力に関しては、莫大な国家資金が投入されているにもかかわらず、一切その検査すらできない仕組みになつております。国民の疑惑を招いてゐるのであります。たとえば、ソウル地下鉄建設に対する海外経済協力基金からの借款をめぐつて、大幅な価格の水増し、それによつて生み出されたりベートが不正な工作資金に使われるなど、いわゆる日韓癡着への疑惑が、本院でも繰り返し追及されてきたのであります。

このような疑惑を徹底的に解明し、不正行為を一掃するためには、政府援助によつて相手国から受注したわが国の商社や、製造に当たった国内メーカーを検査できるようにすることがきわめて重要であります。

総理は、本院予算委員会でのわが党の追及に対して、会計検査院が検討すべきことだとしてこれを放置しておられます。検査院が国会の場で要望しているところでもあり、必要な法改正等を行うべきであります。

以上三点について、総理及び大臣の責任ある答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣福田赳氏登壇〕
○内閣総理大臣(福田赳氏君) まず第一に、円高もかかわらず、これらの融資の具体的な内容は一切明らかにせず、国会による国政調査権の有効な行使を妨げてきたのであります。

そこで、第一に、輸銀、開銀等の融資について

経済力に対する海外の信用が高まる、そういうことであります。これは決して悪いことだとは思つておりません。ただ、急激にこれが来過ぎ、ちやつた、そこに問題があるのであります。その点につきましては、しばしば申し上げてゐるのですが、あんなに急激に来るだろうというふうには思つておらなかつた、その点は不明の至りであります。

また、大幅減税をという話でございますが、これはしばしば申し上げておるとおりであります。財政の非常に窮屈なこの際、貴重な財源を使って減税をして、果たして公共事業のような効果があるだらうか。これは、ありません。減税をして、一体雇用がどんなふうにあえますか。そういうことを考えていただきすれば、おのずから明らかである、このように考えます。

それから、年金を拡大せよと言いますが、これは、年金もかなりのところへ来ておるのであります。五十三年度の予算でも措置しております。まあ年金をふやしてもらえれば皆さん喜ぶであります。けれども、国家財政、これをどういうふうに持つていくんだということを真剣に考えますと、軽々にそういうことは言えません。

また、私が、賃上げは景気回復にはならぬ、こういうことを申し上げたことについての御指摘でございましたが、これは、私は賃金問題について労使間に介入をする考えはございません。これは労

官 報 (号 外)

使間で決めてもらいたい。ただ資金を上げなければ景気がよくなるんだということを言うのですから、それはいまの経済の実情をおわかりにならない人の議論だ。いま景気が悪い悪いと言っているのは企業の經理が非常に苦しいからだ。その重圧をなしておるのは人件費の負担であり金利費の負担なんだ。そこへまた資金を上げるということになつたらいよいよ企業の不況は深刻化する。決して景気はよくなりませんよ。こういうことを申し上げておるだけの話でありますから、ひとつそのように御理解を願います。

それから、大幅黒字の原因となつてゐる社外工制度や下請締めつけにメスを入れ、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法、そういう法制を推進しますけれども、これは、下請代金支払遅延等防止するけれども、これは、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法、そういう法制を推進しまりますれば事足りる、こういうふうに考えておりますので、新法といいますか、法改正は考えておりません。

申し上げます。(拍手)

ます。特殊法人は、その公共性と特殊性にかんがみまして、やはり練達の人、それからまた人材を広く求めるこだいたしておるわけでございます。したがつて、その給与は、民間給与とバランスのとれました公務員の中の特別職、指定職、これに従来から準ずることにいたしておるのでござります。

以上で二点

以上でござります。(拍手)

〔國務大臣藤井勝志君登壇〕

○国務大臣（藤井勝志君） 雇用政策につきまして

ます。しかし、御質問の趣旨のとおりであります
て、私どもいたしましては、この委員会の目的
をよく考えまして、そうしてその運営の円滑を図
るばかりじゃなく、人選等につきましても十分注
意を払っていきたいと考えております。(拍手)

四庫全書

○副議長（三宅正一君）　本日は、これにて散会し
いたします。

卷之三

出席國務大臣

法務大臣瀬戸山三男君

大蔵大臣 村山 達雄君

文部大臣 砂田 重民君

農林大臣臨時代理 務大臣 安倍晋太郎君

郵政大臣 田中義一
服部安司君

勞 働 大 臣 藤 井 勝 志 君

國務大臣 荒船清十郎君

國務大臣 熊谷太三郎君

用語二語、二語の用語

○朗誦を省略した講長の報告

(通知書受領)

一、昨十二日、参議院議長から、次の法律の公布

報告

を奏上した旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法

石油税法

住宅金融公庫法の一部を改正する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

田川 誠一君 中川 秀直君 田川 誠一君

中川 秀直君 田川 誠一君 中川 秀直君

法務委員

辞任

補欠

原 健三郎君 中島 衛君 原 健三郎君

中島 衛君 原 健三郎君 中島 衛君

文教委員

辞任

補欠

小島 静馬君 原 健三郎君 江藤 隆美君

塙原 俊平君 原 健三郎君 原 健三郎君

一、昨十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

江藤 隆美君 鹿野 道彦君

菊池福治郎君 甘利 正君

農林水産委員

辞任

補欠

江藤 隆美君 鹿野 道彦君

菊池福治郎君 甘利 正君

大蔵委員

辞任

補欠

大石 千八君

堀之内久男君

坂本三十次君

北川 石松君

正森 成二君

坂本三十次君

柴田 駿夫君

大石 千八君

上田 卓三君

宇野 亨君

坂本三十次君

北川 石松君

正森 成二君

坂本三十次君

柴田 駿夫君

大石 千八君

上田 卓三君

宇野 亨君

坂本三十次君

北川 石松君

正森 成二君

坂本三十次君

柴田 駿夫君

大石 千八君

上田 卓三君

宇野 亨君

坂本三十次君

北川 石松君

正森 成二君

坂本三十次君

柴田 駿夫君

大石 千八君

上田 卓三君

宇野 亨君

坂本三十次君

北川 石松君

正森 成二君

坂本三十次君

柴田 駿夫君

大石 千八君

上田 卓三君

宇野 亨君

坂本三十次君

北川 石松君

美濃 政市君

安田 純治君

松本 善明君

安田 純治君

大石 千八君

堀之内久男君

柴田 駿夫君

坂本三十次君

正森 成二君

坂本三十次君

上田 卓三君

宇野 亨君

北川 石松君

坂本三十次君

坂本三十次君

正森 成二君

坂本三十次君

柴田 駿夫君

大石 千八君

堀之内久男君

坂本三十次君

正森 成二君

坂本三十次君

柴田 駿夫君

大石 千八君

堀之内久男君

坂本三十次君

正森 成二君

坂本三十次君

柴田 駿夫君

大石 千八君

堀之内久男君

坂本三十次君

正森 成二君

坂本三十次君

柴田 駿夫君

大石 千八君

堀之内久男君

坂本三十次君

正森 成二君

坂本三十次君

柴田 駿夫君

大石 千八君

堀之内久男君

坂本三十次君

正森 成二君

坂本三十次君

柴田 駿夫君

大石 千八君

堀之内久男君

坂本三十次君

正森 成二君

坂本三十次君

柴田 駿夫君

大石 千八君

堀之内久男君

坂本三十次君

正森 成二君

坂本三十次君

柴田 駿夫君

大石 千八君

堀之内久男君

坂本三十次君

正森 成二君

坂本三十次君

柴田 駿夫君

大石 千八君

堀之内久男君

(特別委員会辞任及び補欠選任)

一、去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公害対策並びに環境保全特別委員

辞任

補欠

| | |
|--------|--------|
| 岩垂寿喜男君 | 児玉 末男君 |
| 坂口 力君 | 草川 昭三君 |
| 児玉 末男君 | 岩垂寿喜男君 |
| 草川 昭三君 | 坂口 力君 |

(委約受領)

一、昨十二日、参議院から受領した条約は次のとおりである。

日本国とイラク共和国との間の文化協定の締結について承認を求める件

船員の職業上の災害の防止に関する条約(第百三十四号)の締結について承認を求めるの件

(委約付託)

一、昨十二日、委員会に付託された条約は次のとおりである。

日本国とイラク共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

(院送付)

船員の職業上の災害の防止に関する条約(第百三十四号)の締結について承認を求めるの件(条約第九号)(参議院送付)

以上二件 外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る十一日、委員会に付託された議案は次の

とおりである。

石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

商工委員会 付託

(議案送付)

一、去る十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、昨十二日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

石油税法案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

一、昨十二日、参議院において第八十二回国会

及び第八十三回国会において本院で継続審査を

した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案

一、昨十二日、参議院において第八十二回国会

及び第八十三回国会において本院で継続審査を

した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受

領した。

衆議院会議録第十九号中正誤

正誤表

第一項

明治二十九年三月三十日
第三種郵便物記可

昭和五十三年四月十三日 衆議院會議錄第二十一号(一)

官報

昭和五十三年四月十三日

国会に提出する。
昭和五十三年三月一日

内閣総理大臣 楠田 起夫

森林組合法

○第八十四回 衆議院会議録 第二十二号(二)

〔本号(一)参照〕

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。昭和五十三年二月一日
内閣総理大臣 福田 起夫

科学技術庁設置法の一部を改正する法律

科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(昭和五十三年二月一日内閣総理大臣福田赳夫)

科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(昭和五十三年二月一日内閣総理大臣福田赳夫)

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(昭和五十三年二月一日内閣総理大臣福田赳夫)

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(昭和五十三年二月一日内閣総理大臣福田赳夫)

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(昭和五十三年二月一日内閣総理大臣福田赳夫)

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(昭和五十三年二月一日内閣総理大臣福田赳夫)

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(昭和五十三年二月一日内閣総理大臣福田赳夫)

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(昭和五十三年二月一日内閣総理大臣福田赳夫)

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(昭和五十三年二月一日内閣総理大臣福田赳夫)

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(昭和五十三年二月一日内閣総理大臣福田赳夫)

| | |
|---------------------|------------|
| 右 国会に提出する。 | 昭和五十三年三月一日 |
| 内閣総理大臣 楠田 起夫 | 森林組合法 |
| 〔本号(一)参照〕 | 昭和五十三年三月一日 |
| 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案 | 昭和五十三年三月一日 |
| 右 国会に提出する。 | 昭和五十三年三月一日 |

る。これが、この法律案を提出する理由である。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、科学技術庁の附屬機関である金属材料技術研究所の一部及び国立防災科学技術センターの筑波研究園都市への移転のため必要な改定を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 金属材料技術研究所の支所を要所の地に設けることができるものとすること。

2 国立防災科学技術センターの所在地を東京都から茨城県に改めること。

3 内閣総理大臣は、金属材料技術研究所の事務を分掌させるため、所要の地に金属材料技術研究所の支所を設けることができる。

第十八条第三項中「内部組織」の下に「並びに支所の名称、位置及び内部組織」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、金属材料技術研究所の事務を分掌させるため、所要の地に金属材料技術研究所の支所を設けることができる。

第十九条第三項中「東京都」を「茨城県」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

右
この法律は、公布の日から施行する。

衆議院議長 保利 茂殿

内閣委員長 始閑 伊平

森林組合法案

右
理由
金属材料技術研究所に支所を設けることができることとするとともに、国立防災科学技術センターの筑波研究園都市への移転のため同センターの所在地に関する規定を改正する必要があ

林組合又は森林組合連合会という文字を用いてはならない。

(事業の目的)

第四条 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会(以下この章、第五章及び第六章において「組合」と総称する。)は、その行う事業によつてその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを旨とすべきであつて、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

第五条 組合は、法人とする。(組合の人格及び住所)

第五節 解散及び清算(第八十三条~第九十一条)

第二節 組合員(第二十七条~第二十六条)

第三節 管理(第四十二条~第七十三条)

第四節 設立(第七十四条~第八十二条)

第五節 解散及び清算(第八十三条~第九十一条)

第二章 生産森林組合(第九十三条~第一百条)

第三章 森林組合連合会(第一百一条~第一百九条)

第四章 森林監督(第一百十条~第一百九条)

第五章 監督(第一百二十条~第一百二十三条)

第六章 罰則(第一百二十条~第一百二十三条)

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 第一節 組合員(第二十七条~第二十六条) | 第二節 組合員(第二十七条~第二十六条) |
| 第三章 森林組合連合会(第一百一条~第一百九条) | 第三章 森林組合連合会(第一百一条~第一百九条) |
| 第四章 森林監督(第一百十条~第一百九条) | 第四章 森林監督(第一百十条~第一百九条) |
| 第五章 監督(第一百二十条~第一百二十三条) | 第五章 監督(第一百二十条~第一百二十三条) |
| 第六章 罰則(第一百二十条~第一百二十三条) | 第六章 罚則(第一百二十条~第一百二十三条) |

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、森林所有者の協同組織の発達を促進することにより、森林所有者の経済的・社会的地位の向上並びに森林の保護培养及び森林生産力の増進を図り、もつて国民経済の発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「森林」と「森林所有者」とは、それぞれ、森林法(昭和二十六年法律第一百四十九号)第一条第一項及び第二項に規定する森林及び森林所有者をいう。

(組合の名称)

第三条 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会は、その名称中に森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会という文字を用いなければならぬ。

(事業利用分量配当等の課税の特例)

第七条 組合(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第七号に規定する協同組合等に該当するものに限る。)が、組合の事業を利用した割合又は組合の事業に従事した割合に応じて配当した剰余金の金額に相当する金額は、同法の定めるところにより、当該組合の同法に規定する各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

(登記)

第八条 組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

3 第一項の規定により登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

第二章 森林組合

第一節 事業

(事業の種類)

第九条 森林組合(以下この章において「組合」という。)は、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。

一 組合員の委託を受けて行う森林の施業又は經營

二 組合員のためにする森林の経営に関する指導

三 組合員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受け

四 病害虫の防除その他組合員の森林の保護に関する施設

五 前各号の事業に附帯する事業

六 組合は、前項に掲げる事業のほか、次に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

一 組合員の行う林業に必要な資金の貸付け

二 組合員の行う林業に必要な物資の供給

三 組合員の生産する林産物及び林産物以外の森林の産物の運搬、加工、保管又は販売

四 組合員の生産する環境绿化木(林産物以外の木竹及びその種苗で、環境の整備の用に供されるものをいう。以下同じ。)の採取、育成、運搬、加工、保管又は販売

五 組合員の行う林業に必要な種苗の採取又は育成、林道の設置その他共同利用に関する施設

六 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する施設

七 組合員の行う林業の目的に供するための土地(その上にある立木竹を含む。)の売渡し、貸付け又は交換

八 組合員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設

九 組合員の労働力を利用して行う林産物その他の物資の加工に関する施設

十 組合員のための森林施業計画の作成施設

十一 組合員の行う林業に関する共済に関する施設

十二 組合員の林業労働に係る安全及び衛生に関する施設

十三 組合員の福利厚生に関する施設

十四 林業に関する組合員の技術の向上及び組合の事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般の情報の提供

十五 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十六 前各号の事業に附帯する事業

三 組合員に出資をさせる組合(以下「出資組合」という。)でなければ、第一項第三号に掲げる事業(以下「信託事業」という。)又は前項第十一号に掲げる事業(以下「共済事業」という。)を行うことができる。

9 組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者に林道以外の施設(次項の規定によるものを除く。)を利用させることができる。ただし、一事業年度において組合員並びに他の組合及びその組合員以外の者が利用することができるとする事業の分量の額は、その事業年度において組合員並びに他の組合及びその組合員が利用するその事業の分量の額を超えてはならない。

8 組合は、定款で定めるところにより、組合員以外の者に林道以外の施設(次項の規定によるものを除く。)を利用させることができる。ただし、一事業年度において組合員並びに他の組合及びその組合員以外の者が利用することができるとする事業の分量の額は、その事業年度において組合員並びに他の組合及びその組合員が利用するその事業の分量の額を超えてはならない。

7 出資組合は、組合員の委託を受けて行うその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることとが相当と認められるもの(これに附帯する他の土地を含む。以下この項において同じ。)の売渡し又は区画形質の変更の事業並びに組合員からその所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるもの買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し(当該土地の区画形質を変更してする売渡しを含む。)の事業を行なうことができる。

6 組合は、正當な理由がないのに、組合員以外の者が林道を利用するすることを拒んではならない。

5 組合は、前項の場合において利用料の納付そ

の他の条件を付することを妨げない。ただし、第二十五条第一項の規定による分担金を負担させた者に対しは、組合員に付した条件を超える

条件を付してはならない。

4 組合は、正當な理由がないのに、組合員以外の者が林道を利用するすることを拒んではならない。

3 組合は、前項の場合において利用料の納付そ

の他の条件を付することを妨げない。ただし、第二十五条第一項の規定による分担金を負担させた者に対しは、組合員に付した条件を超える

条件を付してはならない。

2 第二項第一号に掲げる事業を行なう組合は、森林国保険法(昭和十二年法律第二十五号)の定めたところにより森林保険に関する事務を取り扱い、若しくは森林組合連合会の行う第一号

6 第二項第一号に掲げる事業を行なう組合は、信託規程を定め、行政庁の承認を受けなければならぬ。

第十一条 組合が信託事業を行おうとするときは、信託規程を定め、行政庁の承認を受けなければならぬ。

2 前項の信託規程には、信託事業の実施方法及

第一項第十三号に掲げる事業に関する事務を取り扱い、又は定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、若しくはその金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができ。

3 第一項の信託規程の変更又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。

(信託法の特例)

第十二条 信託事業を行う組合(以下「信託組合」という。)に森林を信託した組合員は、受益者となり信託の利益の全部を享受する。

2 信託組合は、他の者と共同して信託の引受けを他の者に委託して処理させることができない。

3 信託組合は、その引き受けた信託に係る事務を他の者に委託して処理させることができない。

4 信託組合は、委託者たる組合員に資金を貸し付ける場合において必要があるときは、信託財(大正十一年法律第六十二号)第二十二条第一項本文の規定にかかわらず、その組合員の信託財産につき抵当権を取得することができる。

5 第十二条 信託組合について、信託法第二十二条第一項ただし書、第二十三条、第四十六条、第四十七条及び第五十八条に規定する裁判所の権限は、行政庁に属する。

6 第十三条 信託組合への信託は、信託法第五十六条の規定によるほか、次に掲げる場合に終了する。

一 信託組合が受託者の任務を辞したとき。

二 信託法第四十四条の規定により受託者の任務が終了したとき。

三 信託法第四十七条の規定により受託者が解任されたとき。

四 信託組合が解散(合併による解散を除く。)をしたとき、又は第十一条第一項の承認の取消しがあつたとき。

5 第十四条 信託法第二条、第六条から第八条まで、第十五条、第二十四条から第二十六条まで、第四十一条、第四十二条、第四十五条、四十八条、第四十九条及び第六十六条から第七十三条までの規定は、信託組合への信託につい

び信託契約に関して農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。

3 第一項の信託規程の変更又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。

(信託法の特例)

官報(号外)

3

ては、適用しない。
(倉荷証券の発行)

第十五条 第九条第二項第三号又は第四号に掲げ
る保管事業を行う組合は、農林水産大臣及び運

輸大臣の許可を受けて、組合員の寄託物につい
て倉荷証券を発行することができる。

2 前項の許可の申請は、申請書に農林水産省令、
運輸省令で定める書類を添えてしなければなら
ない。

3 第一項の許可を受けた組合は、寄託者の請求
により、寄託物の倉荷証券を交付しなければな
らない。

4 商法(明治三十二年法律第四十九号)第六百二
十七条第二項及び第六百二十八号の規定は、第
一項の倉荷証券について準用する。

5 倉庫業法(昭和三十一年法律第二百二十一号)第
八条第二項、第十二条、第十三条第二項及び第
三項、第二十二条、第二十六条及び第二十七
条の規定は、第一項の場合について準用する。

この場合において、これらの規定の準用に関し
必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十六条 前条第一項の許可を受けた組合の作成
する倉荷証券には、その組合の名称を冠する倉
荷証券という文字を記載しなければならない。

2 組合でない者の作成する倉荷証券には、森林
組合倉荷証券という文字を記載してはならな
い。

第十七条 組合が倉荷証券を発行した寄託物の保
管期間は、寄託の日から六月以内とする。

2 前項の寄託物の保管期間は、六月を限度とし
て更新することができる。ただし、更新の際の
証券の所持人が組合員でないときは、組合員の
利用に支障がない場合に限る。

第十八条 商法第六百十六条第一項、第六百十七
条から第六百十九条まで及び第六百二十四条か
ら第六百二十六条までの規定は、組合が倉荷証
券を発行した場合について準用する。

(共済規程)

第十九条 組合が共済事業を行おうとするとき
は、共済規程を定め、行政庁の承認を受けなけ
ればならない。

2 前項の共済規程には、共済事業の種類その他
の共済事業の実施方法、共済契約、共済掛金及
び責任準備金の額の算出方法に関する農林水產

省令で定める事項を記載しなければならない。
(責任準備金)

3 第一項の共済規程の変更又は廃止は、行政庁
の承認を受けなければ、その効力を生しない。

4 第二十一条 共済事業を行う組合は、農林水產省令
で定めるところにより、毎事業年度末において、
共済事業の種類ごとに、責任準備金を計算し、
これを積み立てなければならない。

(会計の区分経理)
第二十一条 共済事業を行う組合は、共済事業に
係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理
しなければならない。

第二十二条 共済事業を行う組合の財産で前条の
規定により共済事業に係るものとして区分され
た会計に属するものは、農林水產省令で定める
方法によるほか、これを運用してはならない。
(団体協約の効力)

第二十三条 第九条第二項第十五号の団体協約
は、書面をもつてすることによって、その効力を
を生ずる。

2 組合員の締結する契約であつてその内容が前
項の団体協約に定める規準に違反するものにつ
いては、その規準に違反する契約の部分は、そ
の規準によつて契約したものとみなす。

(林地処分事業実施規程)
第二十四条 組合が第九条第七項に規定する事業

事業の実施方法及び林地処分事業に係る契約に
関して農林水產省令で定める事項を記載しなけ
ればならない。

3 第一項の林地処分事業実施規程の変更又は廃
止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力
を生じない。

(分担金)
第二十五条 組合は、林道を開設し、改良し、又
は復旧したときは、都道府県知事の認可を受
け、その事業の実施によつて特に利益を受ける
者(その組合の組合員を除く。)にその事業に要
した費用の一部を負担させることができる。

2 組合は、前項の認可を受けようとするとき
は、申請書にその事業に関する事業計画書、經
費明細書及び受益者別負担金額を記載した書面
を添え、その林道の所在地を管轄する都道府県
知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとす
るときは、あらかじめ同項の受益者の意見を聽
かなければならない。

(森林の経営)
第二十六条 出資組合は、組合員の三分の二以上
の書面による同意を得て、森林の保護培養及び
森林生産力の増進を期するためにはその組合が
自ら經營することが相当と認められる森林で、
その組合の地区内にあるもの及びこれに併せて
經營することを相当とするその組合の地区外に
あるものにつき、森林の經營(委託又は信託を
受けて行うものを除く。)及びこれに附帯する事
業を行うことができる。

2 出資組合の組合員は、出資一口以上を有しな
ければならない。

3 出資一口の金額は、均一でなければならない
。

4 出資組合の組合員の責任は、その出資額を限
度とする。

5 組合員は、出資の払込みについて、相殺をも
つて出資組合に対抗することができない。
(回転出資金)

第二十九条 出資組合は、前条第一項の出資のほ
か、定款で定めるところにより、組合員に対し
その組合事業の利用分量に応じて配当した剰余
金の全部又は一部を、五年を限り、その者に出
資させることができる。

2 組合員は、前項の規定による出資(以下「回転
出資金」という。)の払込みについて、相殺をも
つて出資組合に対抗することができない。

一 森林所有者たる個人(森林所有者たる個人
と同一の世帯に属する者で当該個人が森林所
有者である森林についてその委託を受けて森
林の經營を行うもののうち、当該個人が指定
する一人の者を含む。)

二 生産森林組合その他の森林所有者たる法人
者となつてゐる団体(前号に掲げる法人を除
く。)

三 前二号に掲げる者が主たる構成員又は出資
者となつてゐる団体(前号に掲げる法人を除
く。)

四 前三号に掲げる者のほか、組合の地区内に
おいて林業を行ふ者又はこれに從事する者で
その組合の施設を利用することを相当とする
もの

五 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合に森林を信託したことによつて森林所
有者でなくつた者は、その組合との関係にお
いては、同項第一号又は第二号に掲げる者とみ
なす。

六 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合に森林を信託したことによつて森林所
有者でなくつた者は、その組合との関係にお
いては、同項第一号又は第二号に掲げる者とみ
なす。

七 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

八 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

九 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

十 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

十一 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

十二 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

十三 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

十四 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

十五 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

十六 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

十七 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

十八 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

十九 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

二十 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

二十一 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

二十二 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

二十三 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

二十四 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

二十五 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

二十六 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

二十七 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

二十八 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

二十九 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

三十 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

三十一 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

三十二 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

三十三 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

三十四 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

三十五 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

三十六 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

三十七 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

三十八 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

三十九 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

四十 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

四十一 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

四十二 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

四十三 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

四十四 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

四十五 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

四十六 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

四十七 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

四十八 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

四十九 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

五十 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

五十一 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

五十二 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

五十三 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

五十四 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

五十五 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

五十六 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

五十七 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

五十八 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

五十九 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

六十 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

六十一 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

六十二 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

六十三 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

六十四 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

六十五 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

六十六 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

六十七 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

六十八 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

六十九 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

七十 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

七十一 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

七十二 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

七十三 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

七十四 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

七十五 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

七十六 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

七十七 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

七十八 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

七十九 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

八十 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

八十一 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

八十二 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

八十三 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

八十四 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

八十五 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

八十六 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

八十七 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

八十八 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

八十九 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

九十 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

九十一 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

九十二 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

九十三 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

九十四 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

九十五 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

九十六 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

九十七 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

九十八 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

九十九 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

一百 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

一百一 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

一百二 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

一百三 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

一百四 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

一百五 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

一百六 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

一百七 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

一百八 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

一百九 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

一百二十 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

一百二十一 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

一百二十二 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

一百二十三 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

一百二十四 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

一百二十五 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

一百二十六 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

一百二十七 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

一百二十八 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

一百二十九 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

一百三十 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

一百三十一 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

一百三十二 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

一百三十三 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

一百三十四 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

一百三十五 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

一百三十六 前項第一号及び第二号の規定の適用について
は、組合員に出資をさせることができる。

(持分の譲渡)

第三十条 出資組合の組合員は、出資組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

(議決権及び選挙権)

第三十一条 組合員は、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。ただし、第二十七条第一項第三号又は第四号の規定による組合員(以下「准組合員」という。)は、議決権及び選挙権を有しない。

2 各組合員は、前項ただし書の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十四条第三号の適用について、平等の議決権を有するものとみなす。

3 組合員は、定款で定めるところにより、第五十三条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

4 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

5 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

(経費) 第三十二条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(過怠金) 第三十三条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に対し過怠金を課すことができない。

(専用契約)

第三十四条 組合は、定款で定あるところにより、一年を超えない期間を限り、組合員がその組合の施設の一部を専ら利用すべき旨の契約を締結することができる。

2 前項の契約の締結は、組合員の任意とし、組合は、その締結を拒んだことを理由としてその組合員がその組合の施設を利用することを拒んではならない。

(加入の自由)

第三十五条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

(脱退の自由)

第三十六条 組合員は、六十日前までに予告し、事業年度末において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

(法定脱退)

第三十七条 組合員は、次に掲げる事由によって脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合において、組合は、その総会の日の一週間前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。

1 長期間にわたつて組合の施設を利用しない。

2 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定

六 出資一口の金額及びその払込みの方法並びに一組合員の有することができる出資口数の

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

2 前項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 前項の持分は、脱退した事業年度末におけるその出資組合の財産によつて定める。

(時効)

第三十九条 前条第一項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

(払戻しの停止)

第四十条 出資組合は、脱退した組合員がその出資組合に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻しを停止することができる。

(出資口数の減少)

第四十一条 出資組合の組合員は、定款で定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2 第三十八条及び第三十九条の規定は、前項の規定による出資口数の減少について準用する。

(定款に記載すべき事項)

第三節 管理

一 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、組合員に出資をさせない組合(以下「非出資組合」という。)の定款には、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項を記載しなくともよい。

2 組合員たる資格及びその加入及び脱退の規定

3 除名の規定

4 死亡又は解散の規定

5 理事の定数及び選挙又は選任の規定

6 役員の定数及び選挙の規定

七 経費の分担に関する規定

八 剰余金の処分及び損失金の処理に関する規定

九 準備金の額及びその積立ての方法

十 役員の定数、職務の分担及び選挙又は選任に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方針

13 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

2 前項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行かないときは、時効によつて消滅する。

2 前項の持分は、脱退した事業年度末におけるその出資組合の財産によつて定める。

(規約で定めうる事項)

第四十三条 次に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

2 第三十八条及び第三十九条の規定は、前項の規定による出資口数の減少について準用する。

(第三節 管理)

一 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、組合員に出資をさせない組合(以下「非出資組合」という。)の定款には、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項を記載しなくともよい。

2 組合員たる資格及びその加入及び脱退の規定

3 除名の規定

4 死亡又は解散の規定

5 理事の定数及び選挙又は選任の規定

6 役員の定数及び選挙の規定

七 最高限度

八 剰余金の処分及び損失金の処理に関する規定

九 準備金の額及びその積立ての方法

十 役員の定数、職務の分担及び選挙又は選任に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方針

13 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

2 前項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行かないときは、時効によつて消滅する。

2 前項の持分は、脱退した事業年度末におけるその出資組合の財産によつて定める。

(規約で定めうる事項)

第四十三条 次に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

2 第三十八条及び第三十九条の規定は、前項の規定による出資口数の減少について準用する。

(第三節 管理)

一 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、組合員に出資をさせない組合(以下「非出資組合」という。)の定款には、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項を記載しなくともよい。

2 組合員たる資格及びその加入及び脱退の規定

3 除名の規定

4 死亡又は解散の規定

5 理事の定数及び選挙又は選任の規定

6 役員の定数及び選挙の規定

七 最高限度

八 剰余金の処分及び損失金の処理に関する規定

九 準備金の額及びその積立ての方法

十 役員の定数、職務の分担及び選挙又は選任に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方針

13 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

2 前項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行かないときは、時効によつて消滅する。

2 前項の持分は、脱退した事業年度末におけるその出資組合の財産によつて定める。

(規約で定めうる事項)

第四十三条 次に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

2 第三十八条及び第三十九条の規定は、前項の規定による出資口数の減少について準用する。

(第三節 管理)

一 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、組合員に出資をさせない組合(以下「非出資組合」という。)の定款には、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項を記載しなくともよい。

2 組合員たる資格及びその加入及び脱退の規定

3 除名の規定

4 死亡又は解散の規定

5 理事の定数及び選挙又は選任の規定

6 役員の定数及び選挙の規定

七 最高限度

八 剰余金の処分及び損失金の処理に関する規定

九 準備金の額及びその積立ての方法

十 役員の定数、職務の分担及び選挙又は選任に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方針

13 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

2 前項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行かないときは、時効によつて消滅する。

2 前項の持分は、脱退した事業年度末におけるその出資組合の財産によつて定める。

(規約で定めうる事項)

第四十三条 次に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

2 第三十八条及び第三十九条の規定は、前項の規定による出資口数の減少について準用する。

(第三節 管理)

一 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、組合員に出資をさせない組合(以下「非出資組合」という。)の定款には、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項を記載しなくともよい。

2 組合員たる資格及びその加入及び脱退の規定

3 除名の規定

4 死亡又は解散の規定

5 理事の定数及び選挙又は選任の規定

6 役員の定数及び選挙の規定

七 最高限度

八 剰余金の処分及び損失金の処理に関する規定

九 準備金の額及びその積立ての方法

十 役員の定数、職務の分担及び選挙又は選任に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方針

13 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

2 前項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行かないときは、時効によつて消滅する。

2 前項の持分は、脱退した事業年度末におけるその出資組合の財産によつて定める。

(規約で定めうる事項)

第四十三条 次に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

2 第三十八条及び第三十九条の規定は、前項の規定による出資口数の減少について準用する。

(第三節 管理)

一 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、組合員に出資をさせない組合(以下「非出資組合」という。)の定款には、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項を記載しなくともよい。

2 組合員たる資格及びその加入及び脱退の規定

3 除名の規定

4 死亡又は解散の規定

5 理事の定数及び選挙又は選任の規定

6 役員の定数及び選挙の規定

七 最高限度

八 剰余金の処分及び損失金の処理に関する規定

九 準備金の額及びその積立ての方法

十 役員の定数、職務の分担及び選挙又は選任に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方針

13 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

2 前項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行かないときは、時効によつて消滅する。

2 前項の持分は、脱退した事業年度末におけるその出資組合の財産によつて定める。

(規約で定めうる事項)

第四十三条 次に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

2 第三十八条及び第三十九条の規定は、前項の規定による出資口数の減少について準用する。

(第三節 管理)

一 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、組合員に出資をさせない組合(以下「非出資組合」という。)の定款には、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項を記載しなくともよい。

2 組合員たる資格及びその加入及び脱退の規定

3 除名の規定

4 死亡又は解散の規定

5 理事の定数及び選挙又は選任の規定

6 役員の定数及び選挙の規定

七 最高限度

八 剰余金の処分及び損失金の処理に関する規定

九 準備金の額及びその積立ての方法

十 役員の定数、職務の分担及び選挙又は選任に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方針

13 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

2 前項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行かないときは、時効によつて消滅する。

2 前項の持分は、脱退した事業年度末におけるその出資組合の財産によつて定める。

(規約で定めうる事項)

第四十三条 次に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

2 第三十八条及び第三十九条の規定は、前項の規定による出資口数の減少について準用する。

(第三節 管理)

一 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、組合員に出資をさせない組合(以下「非出資組合」という。)の定款には、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項を記載しなくともよい。

2 組合員たる資格及びその加入及び脱退の規定

3 除名の規定

4 死亡又は解散の規定

5 理事の定数及び選挙又は選任の規定

6 役員の定数及び選挙の規定

七 最高限度

八 剰余金の処分及び損失金の処理に関する規定

九 準備金の額及びその積立ての方法

十 役員の定数、職務の分担及び選挙又は選任に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方針

13 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

2 前項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行かないときは、時効によつて消滅する。

2 前項の持分は、脱退した事業年度末におけるその出資組合の財産によつて定める。

(規約で定めうる事項)

第四十三条 次に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

2 第三十八条及び第三十九条の規定は、前項の規定による出資口数の減少について準用する。

(第三節 管理)

一 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、組合員に出資をさせない組合(以下「非出資組合」という。)の定款には、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項を記載しなくともよい。

2 組合員たる資

「行政庁ハ利害関係人」と読み替えるものとす
る。

(参考及び会計主任)

第五十九条 組合は、参考及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は從たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数で決する。

3 商法第三十八条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条並びに第四十二条の規定は、参考について適用する。

第六十条 組合員(准組合員を除く。)は、総組合員(准組合員を除く。)の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参考又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第二項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参考又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の一週間前までに当該参考又は会計主任に第二項の書面又はその写しを送付し、かつ、弁明する機会を与えない。

(総会の議決事項)
第六十一条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならぬ。

1 定款の変更
2 規約、信託規程、共済規程又は林地処分事業実施規程の設定、変更又は廃止
3 每事業年度の事業計画の設定又は変更
4 経費の賦課及び徴収の方法
5 貸付金の利率の最高限度

6 每事業年度内における借入金の最高限度
7 森林組合連合会の設立の発起人となり、又はその設立準備会の議事に同意すること。
8 組合若しくは森林組合連合会への加入又は

組合若しくは森林組合連合会からの脱退

ば、その効力を生じない。

3 第七十八条第二項、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の認可について準用する。

(総会の議事)
第六十二条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わることができない。

(特別議決事項)
第六十三条 次に掲げる事項は、総組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席する総会において、出席者の議決権の三分の一以上の多数で決しなければならない。

1 定款の変更
2 解散又は合併

(総会についての民法及び商法の準用)
第六十四条 民法第六十四条及び第六十六条並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百四十九条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条の規定(これらの規定中監査役に関する部分を除く。)は、総会について適用する。この場合において、民法第六十一条中「第六十一条」とあるのは「森林組合法第五十三条」と、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「森林組合法第五十三条」と、同法第二百四十七条第一項中「三百四十三条」とあるのは「森林組合法第六十三条」と読み替えるものとする。

(総代会)
第六十五条 組合員(准組合員を除く。)以下この

べき総代会を設けることができる。

2 総代は、組合員でなければならない。

3 総代の定数は、その選挙の時における組合員の総数の四分の一(その総数が八百人を超える組合にあつては、二百人)以上でなければならない。

4 第四十四条第三項から第七項までの規定は、総代について準用する。

5 総会に関する規定は、総代会について準用する。この場合において、第三十一条第五項中「五人」とあるのは、「一人」と読み替えるものとする。

6 総代会においては、前項の規定にかかるべく、総代の選挙及び解散又は合併の議決をすることができない。

7 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

(出資一口の金額の減少)
第六十六条 出資組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2 出資組合は、前項の期間内に、債権者に對して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

(剩余金の配当)
第六十九条 出資組合は、損失をてん補し、前条第一項の準備金及び同条第四項の規定による繰越金を控除した後でなければ、剩余金の配当をしてはならない。

2 前項の剩余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の組合事業の利用分量又は払込額に応じてしなければならない。この場合において、払込済出資額に応じてする配当の率は、年八ペーセント以内において政令で定める割合を超えてはならない。

3 第七十一条 出資組合は、定款で定めるところにより、組合員が出資の払込みを終わるまでは、組合員に配当する剩余金をその払込みに充ててはならない。

(回転出資金による損失のてん補)
第七十一条 出資組合は、回転出資金を損失のてん補に充てることができる。

2 出資組合は、回転出資金を損失のてん補に充ててなお残額がある場合には、その払込みに充てた剩余金を生じた事業年度の次の事業年度の開始の日から起算して五年を経過したときにおける払い戻さなければならない。ただし、当該期間内に、総会において払い戻すべき旨の議

少について準用する。
(準備金及び繰越金)
第六十八条 出資組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剩余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第九条第一項第一号又は同条第二項第十四号に掲げる事業を行う出資組合は、当該事業の費用に充てるため、毎事業年度の剩余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならぬ。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

4 第九条第一項第一号又は同条第二項第十四号に掲げる事業を行う出資組合は、当該事業の費用に充てるため、毎事業年度の剩余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならぬ。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金及び同条第四項の規定による繰越金を控除した後でなければ、剩余金の配当をしてはならない。

2 前項の剩余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の組合事業の利用分量又は払込額に応じてしなければならない。この場合において、払込済出資額に応じてする配当の率は、年八ペーセント以内において政令で定める割合を超えてはならない。

3 第七十一条 出資組合は、定款で定めるところにより、組合員が出資の払込みを終わるまでは、組合員に配当する剩余金をその払込みに充ててはならない。

(回転出資金による損失のてん補)
第七十一条 出資組合は、回転出資金を損失のてん補に充てることができる。

2 出資組合は、回転出資金を損失のてん補に充ててなお残額がある場合には、その払込みに充てた剩余金を生じた事業年度の次の事業年度の開始の日から起算して五年を経過したときにおける払い戻さなければならない。ただし、当該期間内に、総会において払い戻すべき旨の議

決をしたとき、又は組合員が脱退をしたときは、当該議決又は脱退に係る事業年度末にこれを組員又は脱退した者に払い戻さなければならぬ。

(財務基準)
第七十二条 第二十条から第二十二条まで及び第六十八条から前条までに定めるものほか、出資組合が、その組合員との間の財務関係を明らかにし、組合員の利益を保全することができるよう、その財務を適正に処理するための基準として、従わなければならない事項は、政令で定める。

(組合の持分取得の禁止)
第七十三条 出資組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(発起人)
第七十四条 組合を設立するには、組合員(准組合員を除く。)となると/orする者十人以上が、发起人となることを必要とする。

(設立準備会)
第七十五条 発起人は、あらかじめ組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する日誌見書を作成し、これを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならぬ。

2 前項の規定による公告は、設立準備会の日

二週間前までにしなければならない。

第七十六条 設立準備会においては、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定め、かつ、出席した組合員(准組合員を除く。)となるとする者の中から定款の作成に當たるべき者(以下「定款作成委員」という。)を選任しなければならない。

3 定款作成委員は、十人以上でなければならない。

決をしたとき、又は組合員が脱退をしたときは、当該議決又は脱退に係る事業年度末にこれを組員又は脱退した者に払い戻さなければならぬ。

(財務基準)

第七十二条 第二十条から第二十二条まで及び第六十八条から前条までに定めるものほか、出

資組合が、その組合員との間の財務関係を明らかにし、組合員の利益を保全することができるよう、その財務を適正に処理するための基準として、従わなければならない事項は、政令で定める。

(組合の持分取得の禁止)

第七十三条 出資組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(第四節 設立)

第七十四条 組合を設立するには、組合員(准組合員を除く。)となると/orする者十人以上が、发起人となることを必要とする。

(設立準備会)

第七十五条 発起人は、あらかじめ組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する日誌見書を作成し、これを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならぬ。

2 前項の規定による公告は、設立準備会の日二週間前までにしなければならない。

第七十六条 設立準備会においては、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定め、かつ、出席した組合員(准組合員を除く。)となるとする者の中から定款の作成に當たるべき者(以下「定款作成委員」という。)を選任しなければならない。

3 定款作成委員は、十人以上でなければならない。

3 設立準備会の議事は、出席した組合員(准組

合員を除く。)となろうとする者の過半数の同意をもつて決する。

(創立総会)

第七十七条 定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は、これを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならぬ。

(設立の認可)

第七十九条 行政庁は、前条第一項の規定による申請があつたときは、次に掲げる場合を除き、立総会の議決によらなければならぬ。

2 前項の規定による公告は、創立総会の日の二週間前までにしなければならない。

3 定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならぬ。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会は、組合員(准組合員を除く。)たる資格を有する者であつてその会員までに发起人に對し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席しなければ、開くことができない。

6 創立総会の議事は、前項の規定による申出をした出席者の議決権の三分の二以上で決する。

7 第五項の規定による申出をした者は、書面又は代理人をもつて議決権及び選挙権行使することができる。

8 第三十二条(第三項を除く。)第六十二条第

二項及び第三項、民法第六十六条並びに商法第

一百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七

条から第二百四十九条まで、第二百五十二条及

び第二百五十三条の規定(これららの規定中監査役に関する部分を除く。)は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十

三条中「第二百三十二条」とあるのは「森林組合第七十七条第一項」と、同法第二百四十七条第一項中「第二百四十三条」とあるのは「森林組合第七十七条第六項」と読み替えるものとす

る。

(設立の認可の申請)

第七十八条 発起人は、創立総会の終了の後遅滞

なく、定款及び事業計画を行政庁に提出して設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、行政庁の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

(設立の認可)

第七十九条 行政庁は、前条第一項の規定による申請があつたときは、次に掲げる場合を除き、設立の認可をしなければならない。

1 設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の立総会の議決によらなければならぬ。

2 事業を行つたために必要な経営的基礎を欠く

等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められるとき。

3 現物出資者は、第一回の払込みの期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合の成立の後にすることを妨げない。

(成立の時期)

第八十条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、次に掲げる事由によつて解散する。

(解散の事由)

第八十三条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

2 組合の破産

3 組合で定める存立時期の満了

4 第百四十四条第一項の規定による解散の命令書の提出の要求を發したときは、その日からその報告書が行政庁に到達するまでの期間は、第一項の期間に算入しない。

5 發起人が不認可の取消しを請求するときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

6 第九条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事業を行わない組合にあつては、第一項及び第四項の事由によるほか、第十条第一項の承認の取消しによつて解散する。

ばならない。

2 出資組合の理事は、前項の規定による引渡しを受けときには、遲滞なく出資の第一回の払込みをさせなければならない。

3 現物出資者は、第一回の払込みの期日に、出

資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合の成立の後にすることを妨げない。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、次に掲げる事由によつて解散する。

(解散の事由)

第八十三条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

2 組合の破産

3 第七十八条第二項、第七十九条(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

4 組合は、第一項に掲げる事由によるほか、組合員(准組合員を除く。)が十人未満になつたときにより解散する。

5 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならぬ。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

2 組合の破産

3 第七十八条第二項、第七十九条(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

4 組合は、第一項に掲げる事由によるほか、組合員(准組合員を除く。)が十人未満になつたときにより解散する。

5 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならぬ。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

2 組合の破産

3 第七十八条第二項、第七十九条(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

4 組合は、第一項に掲げる事由によるほか、組合員(准組合員を除く。)が十人未満になつたときにより解散する。

5 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならぬ。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

2 組合の破産

3 第七十八条第二項、第七十九条(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

2 組合の破産

3 第七十八条第二項、第七十九条(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

2 組合の破産

3 第七十八条第二項、第七十九条(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

2 組合の破産

3 第七十八条第二項、第七十九条(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

2 組合の破産

3 第七十八条第二項、第七十九条(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

2 組合の破産

3 第七十八条第二項、第七十九条(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

2 組合の破産

3 第七十八条第二項、第七十九条(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

2 組合の破産

3 第七十八条第二項、第七十九条(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

2 組合の破産

3 第七十八条第二項、第七十九条(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

2 組合の破産

3 第七十八条第二項、第七十九条(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

2 組合の破産

3 第七十八条第二項、第七十九条(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

2 組合の破産

3 第七十八条第二項、第七十九条(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

2 組合の破産

3 第七十八条第二項、第七十九条(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

2 組合の破産

3 第七十八条第二項、第七十九条(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

2 組合の破産

3 第七十八条第二項、第七十九条(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

2 組合の破産

3 第七十八条第二項、第七十九条(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

2 組合の破産

3 第七十八条第二項、第七十九条(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

2 組合の破産

3 第七十八条第二項、第七十九条(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

2 組合の破産

3 第七十八条第二項、第七十九条(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

2 組合の破産

3 第七十八条第二項、第七十九条(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

2 組合の破産

3 第七十八条第二項、第七十九条(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

2 組合の破産

3 第七十八条第二項、第七十九条(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

2 組合の破産

3 第七十八条第二項、第七十九条(第二号を除く。)及び第八十条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(設立の登記)

第八十二条 組合は、組合の合併

一 総会の決議

4 第八十三条第一項から第五項まで、第八十四条から第八十九条まで、第八十八条第一項及び第八十九条から第九十二条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第八十三条第四項中「十人未満」とあるのは、「五人未満」と読み替えるものとする。

第四章 森林組合連合会

(事業の種類)

第一百一条 森林組合連合会（以下「連合会」という。）は、次に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

一 連合会を直接又は間接に構成する者（以下「所属員」という。）のためにする森林の経営に関する指導

二 病害虫の防除その他所属員の森林の保護に関する施設

三 会員の行う事業に必要な資金の貸付け

四 会員の行う事業に必要な物資の供給

五 所属員の生産する林産物及び林産物以外の森林の産物の運搬、加工、保管又は販売

六 所属員の生産する環境绿化木の採取、育成、運搬、加工、保管又は販売

七 所属員の行う林業に必要な種苗の採取又は育成、林道の設置その他共同利用に関する施設

八 森林施業の共同化その他林業労働の効率の増進に関する施設

九 所属員の行う林業の目的に供するための土地（その上にある立木竹を含む。）の売渡し、貸付け又は交換

十 所属員が森林所有者である森林で公衆の保健の用に供するものの保健機能の増進に関する施設

十一 所属員の労働力をを利用して行う林産物その他の物資の加工に関する施設

十二 所属員のための森林施業計画の作成

十三 所属員の行う林業に関する共済に関する施設

4 第八十三条第一項から第五項まで、第八十四条から第八十九条まで、第八十八条第一項及び第八十九条から第九十二条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第八十三条第四項中「十人未満」とあるのは、「五人未満」と読み替えるものとする。

4 第八十三条第一項から第五項まで、第八十四条から第八十九条まで、第八十八条第一項及び第八十九条から第九十二条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、第八十三条第四項中「十人未満」とあるのは、「五人未満」と読み替えるものとする。

十四 所属員の林業労働に係る安全及び衛生に関する施設

十五 所属員の福利厚生に関する施設

十六 林業に関する所属員の技術の向上並びに「組合」と総称する事業に関する所

十七 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十八 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

十九 前各号に掲げる事業に附帯する事業

二十 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

二十一 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

二十二 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

二十三 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

二十四 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

二十五 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

二十六 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

二十七 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

二十八 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

二十九 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

三十 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

三十一 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

三十二 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

三十三 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

三十四 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

三十五 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

三十六 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

三十七 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

三十八 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

三十九 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

四十 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

四十一 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

四十二 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

四十三 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

四十四 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

四十五 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

四十六 前各号に掲げる事業のほか、会員の指導、監査及び連絡に関する施設

地を含む。以下この項において同じ。の売渡し又は区画形質の変更の事業並びに所属員からの所有に係る森林の土地で林業以外の目的に供されることが相当と認められるものの買入

及びその買入れに係る土地の売渡し（当該土地の区画形質を変更してする売渡しを含む。）の事業併せて行うことができる。

連合会は、定款で定めるところにより、所属員以外の者に林道以外の施設（次項の規定によるものを除く。）を利用させることができる。ただし、一事業年度において所属員並びに他の連合会及びその所属員以外の者が利用することができる事業の分量の額は、その事業年度において所属員並びに他の連合会及びその所属員が利用するその事業の分量の額を超えてはならない。

連合会は、定款で定めるところにより、所属員並びに他の連合会及びその所属員が利用するその事業の分量の額を超えてはならない。

連合会は、前項の場合において利用料の納付その他の条件を付することを妨げない。ただし、第百九条第一項において準用する第二十五条第一項の規定による分担金を負担させた者に対するは、所属員に付した条件を超える条件を付してはならない。

連合会は、前項の場合において利用料の納付その他の条件を付することを妨げない。ただし、前項第一号又は第三号の規定による会員（以下「准会員」という。）は、議決権及び選挙権を有しない。

連合会は、前項本文の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定款で定めるところに掲げる事業を行なうことができる。

る者であつて定款で定めるものとする。

一 連合会の地区の全部又は一部を地区とする組合又は連合会

二 連合会の地区の全部又は一部を地区として、他の法律に基づいて設立された協同組合（その連合会を含む。）で前号に掲げる者の事業と同種の事業を行うもの

三 組合又は連合会が主たる構成員又は出資者となつている法人（前二号に掲げる者を除く。）

（議決権及び選挙権）

三 会員は、各一個の議決権及び役員の選挙権を有する。ただし、前条第一号又は第三号の規定による会員（以下「准会員」という。）は、議決権及び選挙権を有しない。

にある事業（その連合会の所屬員の管轄林業及びその連合会の所屬員となつてゐる連合会の行う事業を除く。）を営む者（その者が法人であるときは、これを代表する地位にある者）は、その連合会の理事、監事、参事又は会計主任になることができない。

(総会の議決事項)

第一百七条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 第六十二条第一項第一号、第二号（信託規程に係る部分を除く。）及び第三号から第七号までに掲げる事項

二 連合会への加入又は連合会からの脱退

三 会員のためにする手形の割引金額の最高限度

(発起人)

第一百八条 連合会を設立するには、二以上の組合又は連合会が発起人となることを必要とする。

(準用規定)

第一百九条 第十五条から第二十五条までの規定は、連合会の事業について準用する。この場合において、第十五条第一項中「第九条第二項第三号又は第四号」とあるのは「第一百一条第一項第五号又は第六号」と、第二十三条第一項中「第九条第二項第十五号」とあるのは「第一百一条第一項第十七号」と、第二十四条第一項中「第九条第七項」とあるのは「第一百一条第六項」と読み替えるものとする。

二十八条から第三十条まで、第三十一条第一項までの規定は、連合会の会員について準用する。

二十九条、第四十二条、第四十三条、第四十四条（第三項ただし書、第七項及び第九項を除く。）、第四十五条から第四十七条まで、第四十九条から第六十条まで、第六十二条第二項及び第三項、第六十二条から第六十四条まで並びに第六十六条

から第七十三条までの規定は、連合会の管理について準用する。この場合において、第四十四

条第五項中「一人」とあるのは「一人（第四百四条第一項第一号又は同条第二項第十四号に掲げる事業）とあるのは「第一百一条第一項第一号又は第十

六号に掲げる事業」と読み替えるものとする。

四 第七十五条から第八十二条までの規定は、連合会の設立について準用する。この場合において、第七十六条第二項中「十人以上」とあるのは、「一人以上」と読み替えるものとする。

五 第八十三条から第九十二条までの規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第八十三条第四項中「十人未満」とあるのは「二人未満」と、同条第六項中「第九条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事業を行わない組合」と、「第十条第一項第十三号に掲げる事業の運営並びにこれに附帯する事業の運営を行なう森林組合連合会」と、「第十一条第一項第十九条第一項」と、第八十五条第三項中「第四十四条第九項本文」とあるのは「第一百五条本文」と読み替えるものとする。

第五章 監督

（業務又は財産状況の報告の徴収）

第一百十条 行政庁は、組合から、その組合が法令等を守つているかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合に対し、その組合員若しくは

は会員、役員、使用人の分量その他の組合の一般的状況に関する資料であつて組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なもの

の提出を命ずることができる。

（業務又は会計状況の検査）

第一百一条 組合員又は会員が組合員又は総会員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令等に違反すると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

二 行政庁は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを理由とし、その組合の業務又は会計の状況を検査すること

ができる。

三 行政庁は、共済事業を行う森林組合又は第百

一条第一項第十三号に掲げる事業を行う連合会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、何時でも、当該森林組合又は連合会の業務又は会計の状況を検査することが

できる。

四 行政庁は、出資組合又は出資連合会の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。

(行政庁の監督上の命令)

第一百十二条 行政庁は、共済事業を行う森林組合又は第百一条第一項第十三号に掲げる事業を行う連合会に対し、その事業の健全な運営を確保

し、又は組合員若しくは所属員を保護するた

め、森林組合若しくは連合会の業務若しくは財

産の状況又は事情の変更によつて必要があると

認めるときは、当該事業に関し、定款、規約、

信託規程、共済規程若しくは林地処分事業実施規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。

（法令等の違反に対する措置）

第一百十三条 行政庁は、第百十条の規定による報告を徴した場合又は第百十一条の規定による検査を行つた場合において、その組合の業務又は

会計が法令等に違反すると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて、必要な措置をとる

べき旨を命ずることができる。

二 前条第四項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

三 組合が法令違反した場合において、行政

庁が前条第一項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、

始せず、又は一年以上事業を停止したとき。

二 組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開

きる事業以外の事業を行つたとき。

一 組合が法律の規定に基づいて行つたことがで

由として検査を請求したときは、行政庁は、その組合の業務又は会計が法令等に違反しない。

二 行政庁は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあると認めるときは、何時でも、その組合の業務又は会計の状況を検査すること

ができる。

三 行政庁は、森林組合又は連合会が信託規程、

共済規程又は林地処分事業実施規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第一項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第十条第一項の承認又は第十九条第一項若しくは第二十四条第一項（これらの規定を第百九条第一項において準用する場合を含む。）の承認を取り消すことができる。

四 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該森林組合又は連合会に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

五 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該森林組合又は連合会に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

六 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該森林組合又は連合会に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

七 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該森林組合又は連合会に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

八 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該森林組合又は連合会に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

九 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該森林組合又は連合会に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

十 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該森林組合又は連合会に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

十一 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該森林組合又は連合会に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

十二 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該森林組合又は連合会に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

十三 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該森林組合又は連合会に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

十四 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該森林組合又は連合会に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

十五 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該森林組合又は連合会に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

十六 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該森林組合又は連合会に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

十七 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該森林組合又は連合会に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

十八 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該森林組合又は連合会に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

十九 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該森林組合又は連合会に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

二十 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該森林組合又は連合会に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

二十一 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該森林組合又は連合会に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

二十二 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該森林組合又は連合会に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

二十三 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該森林組合又は連合会に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

二十四 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該森林組合又は連合会に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

二十五 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該森林組合又は連合会に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

二十六 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該森林組合又は連合会に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

二十七 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該森林組合又は連合会に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

二十八 行政庁は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該森林組合又は連合会に対し、あらかじめ、処分をしようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

2 前項の規定は、創立総会の場合について準用する。
(専用契約の取消し)
第二百六十六条 行政庁は、第三十四条第一項（第二百九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による契約の内容が公益に反すると認めるときは、その契約を取り消すことができる。
(組合に対する助言・指導等)
第二百七十七条 国及び都道府県は、組合に対して、その行う事業を通じ、森林の有する公益的機能の維持増進が図られるよう、その健全な運営と発達について助言及び指導を行う等必要な配慮をするものとする。
(国の補助)
第二百八十八条 国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道府県知事が行う第二百十一条の規定による検査に要する経費の一部を補助する。
(所管行政庁)
第二百十九条 この法律における行政庁は、第八十七条规定（第二百条第四項及び第二百九条第五項において準用する場合を含む。）の場合を除いては、都道府県の区域又はその区域を超える区域を地区とする組合については農林水産大臣とし、その他他の組合については都道府県知事とする。
2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。
第六章 罰則
第二百二十条 組合の役員が、どのような名義をもつてするのであっても、組合の事業の範囲外において貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は二十万円以下

3 2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役刑及び罰金刑を併科することができる。

第一項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には、適用しない。

第一百二十二条 第十五条第五項（第一百九条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第百十条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十五条第五項において準用する倉庫業法第二十七条第一項若しくはこの法律第百十一条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

2 組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に対して同項の罰金刑を科する。

第一百二十三条 次に掲げる場合には、組合の役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定又は他の法律の特別の規定に基づいて組合が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 第八条第一項の規定に基づく政令で定める登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第九条第四項（第九十三条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第五項ただし書き若しくは第八項ただし書き又は第一百一条第二項、第三項ただし書き若しくは第七項ただし書きの規定に違反したとき。

四 第十条第一項の規定に違反したとき。

五 第十九条第一項又は第二十条から第二十二条まで（これらの規定を第一百九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六 第二十四条第一項（第一百九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

八 第三十五条（第一百条第一項及び第一百九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

九 第四十七条（第一百条第二項及び第一百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十 第五十条から第五十二条まで（これらの規定を第百条第二項及び第一百九条第三項において準用する場合並びに第五十一条及び第五十二条の規定を第五十七条第四項（第一百条第二項及び第一百九条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十一 第五十五条第一項若しくは第五十六条第一項（これらの規定を第百条第二項及び第一百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第五十五条第三項若しくは第五十六条第三項（これらの規定を第百条第二項及び第一百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧を拒んだとき。

十二 第五十七条第五項又は第六十条第四項（これらの規定を第百条第二項及び第一百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十三 第六十六条若しくは第六十七条第一項（これらの規定を第百条第二項及び第一百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第八十四条第四項（第一百条第四項及び第一百九条第五項において準用する場合を含む。）において準用する第六十六条若しくは第六十七条第一項の規定に違反して出資組合、生産森林組合

若しくは出資連合会の合併をしたとき。

十四 第六十八条（第一百条第二項及び第一百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十五 第七十三条（第一百条第二項及び第一百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十六 第八十三条第五項（第一百条第四項及び第一百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十七 第八十九条又は第九十一条（これらの規定を第百条第四項及び第一百九条第五項において準用する場合を含む。）の書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十八 第九十条（第一百条第四項及び第一百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十九 第九十二条（第一百条第四項及び第一百九条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

二十 第九十二条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

二十一 第九十二条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

二十二 第百十二条の規定による命令に従わなかつたとき。

二十四 第十八条（第一百条第二項において準用する場合を含む。又は第百六条の規定に違反した者は、これを十万円以下の過料に処する。）

3 連合会の役員又は職員が、監査事業に係る業務に関して知り得た秘密を故なく他に漏らし、又は窃用したときは、これを十万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。

第百二十三条 第三条第二項又は第十六条第二項（第百九条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後において、当該違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に存する改正前の森林法（以下「旧森林法」という。）第七十九条第二項に規定する施設組合、同条第十項に規定する生産組合又は旧森林法第五十四条第一項に規定する連合会は、それぞれ、この法律の規定により設立された森林組合、生産森林組合又は連合会とみなす。

第三条 この法律の施行前に旧森林法第六章の規定（これに基づく命令を含む。）によりされた処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）の適用については、この法律（これに基づく命令を含む。）の相当規定によりされたものとみなす。

第四条 この法律の施行の際現に存する連合会であつて生産森林組合連合会という名称を使用しているものについては、第三条第一項に規定する要件を満たすものとみなす。

第五条 旧森林法第一百六十八条规定による登記簿は、第八条第一項の規定に基づく政令の規定による登記簿とみなす。

第六条 第十条第一項の規定は、この法律の施行の際現に森林組合が旧森林法第七十九条第一項

第一号の規定により行つている信託の引受けについては、適用しない。

2 第十九条第一項（第百九条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際現に森林組合又は連合会が旧森林法第七十九条第二項第七号又は第百五十四条第一項第八号の規定により行つてある共済に関する事業について、この法律の施行の日から起算して一年間は、適用しない。

3 第二十四条第一項（第百九条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際現に森林組合又は連合会が旧森林法第七十九条第七項又は第百五十四条第五項の規定により行つてある事業については、適用しない。

第七条 第四十七条（第百条第二項及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際現に森林組合又は連合会の使用人と兼ねていて理事には、この法律の施行の際現に森林組合、生産森

ついては、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

第八条 この法律の施行の際現に生産森林組合の組合員である者で旧森林法第八十六条第二項第一号に掲げる資格を有するものは、第九十四条第二号に掲げる資格を有する者とみなす。

第九条 この法律の施行前に在任する連合会の理事については、その任期が満了するまでのほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、第五条本文の規定にかかるわらず、なお

第二号に掲げる資格を有する者とみなす。

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（森林法の一一部改正）

第十二条 森林法の一一部を次のように改正する。

（第六章 森林組合及び森林組合連合会）

第一節 森林組合

第二款 組合員（第七十九条第一項の二）

第三款 設立（第八十六条第一項の二）

第四款 組合員（第八十六条第一項の二）

第五款 登記（第七十九条第一項の二）

第六款 解散及び清算（第七十九条第一項の二）

第七款 森林組合連合会（第七十九条第一項の二）

第八款 登記（第七十九条第一項の二）

第九款 監督（第七十九条第一項の二）

第十款 第一百八十五条

十一款 第一百八十六条

十二款 第一百八十七条

十三款 第一百八十八条

十四款 第一百八十九条

十五款 第一百九十条

十六款 第一百九十一条

十七款 第一百九十二条

十八款 第一百九十三条

十九款 第一百九十四条

二十款 第一百九十五条

林組合」を加える。

第十三条第一項第一号及び第十四条第二項中「又ハ所属森林組合」を「所属森林組合又ハ所属森林組合」に改める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第十五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第十六条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条 第二十二条の二第一項の二に「、生産森林組合」を加える。

（農林中央金庫法の一部改正）

第二十一条 第二十二条の二第一項の二に「、生産森林組合」を加える。

（農林中央金庫法（大正十二年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。）

第二十二条 第二十二条の二第一項の二に「、生産森林組合」の下に「、生産森林

向上を図るとともに、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図るため、森林所有者の協同組織たる森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会に関する制度について、新たに森林組合法を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

森林組合法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における森林・林業をめぐる厳しい諸情勢の変化にかんがみ、森林所有者の経済的社会的地位の向上を図るとともに、森林の保護培養と森林生産力の増進とを図るために、森林所有者の協同組織たる森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会に関する制度について、これを森林法から分離独立せしめ、その広範な役割への制度的対応を図るとともに、森林組合の事業及び管理運営体制につき一層の改善強化を図ろうとするものである。

本案の主要な内容は次のとおりである。
まず、森林組合制度の単独法化に伴い、森林組合、同連合会及び生産森林組合の事業、組合員又は会員の資格、管理等については、現行森林法中の森林組合制度に関する規定とおおむね同様の規定を設けることとともに、新たに次の事項に関し、制度の改善、充実を図ることとしている。

(1) 林業に関する共済事業について、近年にお

けるその実施状況にかんがみ、被共済者の保護を図る等の見地からこれを明文化するとともに、他の協同組合に準じた監督規定を設けること。

(2) 森林組合による森林の受託施業、受託経営等の事業を一層推進するため、一体的に整備する必要のある一定の森林について、員外利用制限を緩和すること。

(3) 生産森林組合について、事業範囲の拡大、総代会制の創設、行政監督の簡素化等の措置を講ずること。

(4) 森林組合及び同連合会の經營管理等について、新たな森林組合連合会が会員の監査の事業を行うことができるとして、当該事業に従事する者の資格を定めること。

(5) 森林組合の創設、行政監督の簡素化等の措置を講ずること。

二 議案の修正議決理由

今後、森林・林業の果たす役割に対する国民的要請の一層の增大が見込まれると同時に、これまで林業の中核的担い手としての役割を果たしてきた森林組合に対する期待が大きいことに

ともに、森林組合の事業及び管理運営体制について一層の改善強化を図ろうとする本案の趣

旨は、妥当と認めるが、農林省の省名が農林水産省に改められるまでの間は、本案に農林水産

大臣とあるのは農林大臣と、また、農林水産省令とあるのは農林省令とそれぞれ読み替えるものとする旨の修正を行うことを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十三年四月十一日

農林水産委員長 中尾 栄一
衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附 則

第十一条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第十二条 森林法の一部を次のように改正する。

第十三条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(森林法の一部改正)

第十四条 森林法の一部を次のように改正する。

第六章 森林組合及び森林組合連合会
第一節 総則(第七十四条—第七十八条)
第二節 森林組合
第三節 事業(第七十九条—第八十五条の二)
第四節 登記(第八十六条—第八十七条)
第五節 監督(第一百六十九条—第一百七十一条)
第六節 森林組合連合会(第一百七十二条—第一百七十五条)
第七節 森林組合連合会(第一百七十六条—第一百七十九条)
第八節 森林組合連合会(第一百八十一条—第一百八十五条)

を「第六章 削除」に、「第二

百五十五条」を「第二百三十三条」に、「第一

百五十五条」に、「但し」を「ただし」に改める。

第六章を次のように改める。

第六章 削除

第七章から第八百八十五章まで 削除

第二百十条及び第二百十一条 削除

第二百十一条中「若しくは第二百十条第一項」

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二条 森林省の省名が農林水産省に改められるまでの間は、

第十五条第一項、第四十二条第三項及び第八百十九条中「農林水

産大臣」とあるのは「農林大臣」と、第九条第九項、第十条第一項、第十五条第二項、第十九条第二項、第二十条、第二十二

条、第二十四条第一項、第一百一条第八項及び第一百一一条第三項中「農林水産省令」とあるのは「農林省令」と読み替えるものとす

を削る。

第二百十三条中「及び第二百十一条」を削り、「外」を「ほか」に、「但し」を「ただし」に、「尽された」を「尽くされた」に改める。

第一百四条及び第二百十五条を削る。

^四農林中央金庫法の一部改正
農林中央金庫法（大正十二年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二十二号の二及び第二十二号の三中「倉庫業」の下に「その他の保管事業」を加える。

^八農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部改正
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「森林組合」の下に「生産森林組合」を加える。

第十三条第一項第一号及び第十四条第二項中「又ハ所属森林組合」を「所属森林組合又ハ所屬森林組合」に改める。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第十四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

^五地方税法の一部改正
第二条第四項中「森林組合」の下に「生産森林組合」を加える。

第十八条 地方税法（昭和二十五年法律第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十二第四項第九号を次のように改める。

第十 森林組合法
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第十五条 六六私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号ニを次のように改める。
二 森林組合法（昭和五十三年法律第一号）

(運輸省設置法の一部改正)

^七第十六条 連輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第二十二号の二及び第二十二号の三中「倉庫業」の下に「その他の保管事業」を加える。

（中小企業信用保険法の一部改正）

第十七条 八農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部改正
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「森林組合」の下に「生産森林組合」を加える。

（国有林野法の一部改正）

第二十一条 国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条〇一国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の見出しを「（無償貸付け等）」に改め、同条第一項中「左」を「次」に改め、「森林組合」の下に「生産森林組合」を加え、「貸付」を「貸付け」に改める。

（中小企業金融公庫法の一部改正）

第二十二条 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「森林組合」の下に「生産森林組合」を加える。

第七十三条の七第十号中「森林法第七十九条」の性質を有する給与を支給するものを除く。

第十項に規定する生産組合」を「生産森林組合」に改める。

第七十三条の七第十号中「森林法第七十九条」の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「森林組合」の下に「生産森林組合」を加える。

（森林開発公団法の一部改正）

第二十二条 第三森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号を次のように改める。

二 森林組合法（昭和五十三年法律第一号）

に改め、同条第四項中「森林法」を「森林組合法」に改める。

第五百八十六条第二項第七号中「森林組合」の下に「及び生産森林組合」を加える。

（中小企業信用保険法の一部改正）

第十九条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第五号の三又は第百五十四条第一項第六号の三」を「森林組合法（昭和五十三年法律第二百六十四号）」の下に「同法」を「森林法」に改める。

第三十四条の三第二項第五号中「森林法第七十九条第二項第五号の三」又は第百五十四条第一項第六号の三」を「森林組合法（昭和五十三年法律第二百六十四号）」の下に「同法」を「森林法」に改める。

第六十一条第一項中「（森林法第七十九条第一項の規定に基づき同項第一号に掲げる事業を行う組合を除く。）」を削る。

第七十八条の二中「森林法第七十九条第一項の規定に基づき同項第一号に掲げる事業を行う組合を除く。」を削る。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第十八条〇一中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項第一号中「森林組合」の下に「生産森林組合」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第二十二条 第三農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号を次のように改める。

二 森林組合法（昭和五十三年法律第一号）

(租税特別措置法の一部改正)

第二十三条 四租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第五号の三又は第百五十四条第一項第六号の三」を「森林組合法（昭和五十三年法律第二百六十四号）」の下に「同法」を「森林法」に改める。

第三十四条の三第二項第五号中「森林法第七十九条第二項第五号の三」又は第百五十四条第一項第六号の三」を「森林組合法（昭和五十三年法律第二百六十四号）」の下に「同法」を「森林法」に改める。

第六十一条第一項中「（森林法第七十九条第一項の規定に基づき同項第一号に掲げる事業を行う組合を除く。）」を削る。

第七十八条の二中「森林法第七十九条第一項の規定に基づき同項第一号に掲げる事業を行う組合を除く。」を削る。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第十八条〇一中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項第一号中「森林組合」の下に「生産森林組合」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第二十二条 第三農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号を次のように改める。

二 森林組合法（昭和五十三年法律第一号）

(林業信用基金法の一部改正)

第二十七条 林業信用基金法（昭和三十八年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

「森林組合」の下に
「生産森林組合」を加え、同条第二項第三号及び第四号を次のように改める。

三 森林組合法（昭和五十三年法律第三号）第九条第二項第一号に掲げる事業を行

う森林組合で政令で定めるもの

四 森林組合法第一項第三号に掲げる事業を行なう森林組合連合会

第二十八条 法人税法の一部を次のように改正する。

(法人税法の一部改正)

第二十九条 法人税法の一部を次のように改正する。

第三十条 国有林野の活用に関する法律（昭和四十六年法律第一百八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「行なう農事組合法人、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七

十九条第一項の規定に基づき同項第二号に掲げ

る事業を行なう森林組合」を「行なう農事組合法人、生産森林組合」に、「行なう者」を「行なう者」に改め、同項第六号中「農業協同組合」の下に「生産森林組合」を加える。

(林業改善資金助成法の一部改正)

第三十一条 林業改善資金助成法（昭和五十年法律第四十二号）の一部を次のように改正す

る。

第十三条第一項中「森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一百五十四条第一項第二号」を

「森林組合法（昭和五十三年法律第三号）第一

百一条第一項第三号」に改める。

改める。

(入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の一部改正)

第二十九条 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七十九条第一項の規定に基づき同項第二号に掲げる事業を行なう森林組合」を削る。

(国有林野の活用に関する法律の一部改正)

第二十九条 法人税法の一部を次のように改正す

る。

第三十条 国有林野の活用に関する法律（昭和

四十六年法律第一百八号）の一部を次のように改

正する。

第三条第一項第三号中「行なう農事組合法人、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七

十九条第一項の規定に基づき同項第二号に掲げ

る事業を行なう森林組合」を「行なう農事組合法人、生産森林組合」に、「行なう者」を「行なう者」に改め、同項第六号中「農業協同組合」の下に「生産森林組合」を加える。

(林業改善資金助成法の一部改正)

第三十一条 林業改善資金助成法（昭和五十年法律第四十二号）の一部を次のように改正す

る。

第十三条第一項中「森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一百五十四条第一項第二号」を

「森林組合法（昭和五十三年法律第三号）第一

百一条第一項第三号」に改める。

[別紙]
森林組合法案に対する附帯決議

森林の有する各種の機能に対する国民の要請が従来にもまして増大している一方、森林及び林業をめぐる諸条件が急速に悪化し、このため国内の林業活動は停滞の度を深め、森林資源の維持培養並びに国内林業の振興にとって極めて憂慮すべき状況となつてゐる。

よつて、この際政府は、森林組合制度の単独法化を契機として、森林組合が、このような状況の中で、地域における林業活動の中核的扱い手として自らの体質を強化すると同時に、その充実した活動を通して課せられた役割を果たし得るよう左記事項について適切な措置を講すべきである。

一 近年における木材需給の動向にかんがみ、国内外森林資源の保護培養及び国産材の需要拡大のための措置を強化し、その活用についての試験研究の拡充等を図るとともに、的確な木材需給計画の樹立とこれに基づく外材の秩序ある輸入を図るなど木材需給の調整と木材価格の安定を図るための措置を講ずること。

二 林業従事者の経営意欲を高め、地域林業の発展に資するため、造林、林道等の生産基盤の整備に対する国の補助及び融資の一層の強化を図るとともに農山村の環境整備に配慮した林業構造改善、山村振興等の諸施策の拡充に努めるこ

| | | |
|---|----------|----------------------------|
| 生産森林組合（当該組合の事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他の酬料、賃金、賞与その他の性質を有する給与を支給するものを除く。） | 森林組合 | 森林組合法（昭和五十三年法律第三号）一百四十九号 |
| 船主相互保険組合 | 船主相互保険組合 | 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第一百七十七号） |
| 森林組合法 | 森林組合法 | 森林組合法 |

に

を

| | | |
|---|---------|--------------------|
| 森林組合（森林法第七十九条第十項（生産組合の事業の種類）に規定する生産組合でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他の性質を有する給与を支給するものを除く。） | 森林組合連合会 | 森林組合法（昭和二十六年法律第一号） |
| 森林組合法 | 森林組合法 | 森林組合法 |

に

を

第三十条第一項第三号中「行なう農事組合法人、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七十九条第一項の規定に基づき同項第二号に掲げる事業を行なう森林組合」を削る。

一 近年における木材需給の動向にかんがみ、国内外森林資源の保護培養及び国産材の需要拡大のための措置を強化し、その活用についての試験研究の拡充等を図るとともに、的確な木材需給計画の樹立とこれに基づく外材の秩序ある輸入を図るなど木材需給の調整と木材価格の安定を図るための措置を講ずること。

二 林業従事者の経営意欲を高め、地域林業の発展に資するため、造林、林道等の生産基盤の整備に対する国の補助及び融資の一層の強化を図るとともに農山村の環境整備に配慮した林業構造改善、山村振興等の諸施策の拡充に努めるこ

特に、分収造林の推進について必要な施策の強化を図ること。

三 間伐の重要な性にかんがみ、森林組合が行う間伐材の搬出・集出荷及び販売の事業に必要な施設等に対する助成並びに間伐材の計画生産を円滑に行うための間伐材安定流通対策の充実に努めるとともに需要拡大のための援助措置を講ずること。

四 林業後継者の育成を図るため、地域社会との連携を強化しつつ、指導体制の整備、後継者によるグループ活動の活発化、拠点となる施設の整備等の施策を充実すること。また、地域に即した林業技術の開発を図るために林業試験研究機関の強化拡充を図ること。

五 森林災害共済事業の明定に伴い、この事業の健全かつ安定的な経営と共済加入者の保護を図るため、共済運営団体の強化、共済への加入拡大その他必要な措置を講ずるとともに森林国营保険との調整に留意しつつ、更に事故対象の拡大を図るなど森林災害による損失の合理的でん補制度の整備について検討すること。

六 森林組合が林業活動の中核的扱い手として造林、林産、販購賣等の事業を実施しやすい条件を整備し、また信用事業を行い得るための基本的条件の整備等について早急に検討を行うとともに森林組合等の活動に必要な資金については、制度金額はもとより農協等の系統資金の導入を図るほか、更にその円滑な確保について対処し

得る方途について検討し、その実現に努めるこど。

右決議する。

各種手数料等の改定に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十三年一月十五日

内閣総理大臣 福田 起夫

七 森林組合の作業班の活動分野の拡大に伴い、その育成強化、作業班員に対する社会保障制度の拡充及び雇用の安定等労働条件の向上について、格段の努力をするとともに班員の福利厚生施設の増強に努めること。また、林業労働災害及び振動障害等職業病の発生防止のため適切な措置を講ずること。

八 監査事業の実施に当たっては、森林組合の監事が行う自主監査、行政庁が実施する検査との相互補完に十分配慮し、地域の実態に即した森林組合の適切な活動の推進に努め、また、役職員の講習等を充実して、管理運営体制の強化を図ること。

九 入会林野等の整備の促進に努めるとともに、整備の終了した当該林野の高度利用を図るため、農林業を一体とした施策の拡充を図ること。

また、入会林野等の整備後の森林を基盤として設立される生産森林組合については、適正な経営面積の確保、円滑な事業運営等について森林組合との調和を図りながら指導に努めるこど。

十 森林組合及び生産森林組合が総代会制を採用する場合には、特に慎重を期し、全組合員の意

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)
第一条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「五百円」を「一千円」に、

「千円」を「三千円」に改める。

第三十二条中「五千円をこえない」を「三万円を超えない」に改める。

(司法試験法の一部改正)

第二条 司法試験法(昭和二十四年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「五百円」を「千五百円」に、

「千円」を「三千円」に改める。

(旅券法の一部改正)

第三条 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「三百円」を「四千円」に、

「一千円」を「三千円」に改める。

(薬事法の一部改正)

第七条 薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項中「五千円をこえない」を「八千円を超えない」に改める。

(農業取締法の一部改正)

第八条 農業取締法(昭和二十二年法律第八十二

に、「五百円」を「七百円」に、「一千円」を「三千円」に、「四千円」を「六千円」に、「千五百円」を「二千円」に改める。

(社会教育法の一部改正)

第四条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「一千円以上三十円以下」を「三千円以上九千円以下」に改める。

(栄養改善法の一部改正)

第五条 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「三千円」を「三万円」に、「ちよう附しなければ」を「はり付けなければ」に改める。

(麻薬取締法の一部改正)

第六条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「左の」を「次の」に、「四千円」を「一万二千円」に、「一千円」を「六千円」に、「五百円」を「千五百円」に、「三百円」を「九百円」に改める。

(薬事法の一部改正)

第七条 薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項中「五千円をこえない」を「八千円を超えない」に改める。

(旅券法の一部改正)

第三条 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「三百円」を「四千円」に、

「一千円」を「三千円」に改める。

(農業取締法の一部改正)

第六条 農業取締法(昭和二十二年法律第八十二

(港湾運送事業法の一部改正) 第三十条 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第七条の四中「千円」を「三千五百円」に改める。

(航空法の一部改正)

第三十一条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第一百三十五条中「左の」を「次の」に改め、同表一の項中「五十円」を「一百円」に改め、同表一の項

中の「二十二万三千円」を「三百六十万円」に、「但し」を「ただし」に改め、同表一の項

中「三十九万三千円」を「三百七十万円」に改め、同表一の項

中「三十九万五千円」を「三百八十万円」に改め、同表一の項

中「三十九万五千円」を「三百九十万円」に改め、同表一の項

を「三万三千円」に、「但し」、実地試験に航空機を使用する場合であつて、運輸省の航空機を使用するときは「を「ただし、本邦外において実地し」を「ただし」に改め、同表二十の項中「七百円」を「二万円」に改める。

第六十号」を「二万六千円」に、「但し、運輸省の航空機を使用する場合及び「を「ただし」に、「行なう」を「行う」に改め、同表七の二の項中「行なう」を「行う」に改め、「三百円」を「七百円」に改め、「九千円」を「四万五千円」に、「一千円」を「八千円」に、「一万一千四百円」を「六万五千円」に、「四千五百円」を「二万三千円」に改める。

(小型船造船業法の一部改正)

第三十二条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第八条中「二千円をこえない」を「六千円を超えない」に改める。

(電波法の一部改正)

第三十三条 電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五十三条中「五百円」を「八百円」に改める。

(測量法の一部改正)

第三十四条 測量法(昭和二十四年法律第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条中「五百円」を「八百円」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第三十五条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三十六条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百三十三条第一項中「左の」を「次の」に改め、同

百三十三条第一項中「左の」を「次の」に改め、「と

万八千七百円」を「十万円」に改め、同表十九の項中「一万五千六百円」を「七万一千円」に、「但し」を「ただし」に改め、同項の表中「四千円」を「一万六千円」に、「二万四千八百円」を「十一万五千円」に、「九千円」を「四万五千円」に、「一千円」を「八千円」に、「一万一千四百円」を「六万五千円」に、「四千五百円」を「二万三千円」に改める。

(道路法の一部改正)

第三十六条 道路法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十六条 道路法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第四十七条の二第四項中「五百円をこえない」

を「千円を超えない」と、「行なう」を行なうに改め。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

第三十七条 公共用地の取得に関する特別措置法

(昭和三十六年法律第二百五十号) の一部を次のように改正する。

第五条中「四万円をこえない」を「二十万円を超えない」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中不動産の鑑定評価に関する法律第

十一条第一項の改正規定、第二条、第三条、第

五条及び第六条の規定、第十九条中特許法第二

七条第一項の改正規定、第二十条中実用新案法

第三十二条第一項の改正規定、第二十一条中意

匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定、

第二十二条中商標法第四十条第一項及び第二項

の改正規定、第二十八条中通訳案内業法第五条

第二項の改正規定並びに第二十九条及び第三十

条の規定は、昭和五十三年五月一日から施行す

る。

(経過措置)

2 次に掲げる受験手数料等については、なお従前の例による。

一 司法試験法第十一条第一項の改正規定の施

行前に実施の公告がされた司法試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料

二 旅券法第二十条第一項の改正規定の施行前にされた同項各号に掲げる処分の申請に係る手数料

三 特許法第二百七条第一項の改正規定の施行前に納付し、又は納付すべきであつた特許料

四 実用新案法第三十二条第一項の改正規定の施行前に納付し、又は納付すべきであつた登録料

各種手数料等の改定に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

昭和五十三年四月十一日

大蔵委員長 大村 裕治

衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

本案は、最近における経済情勢の変化等に顧み、費用負担の適正化を図るために、不動産の鑑定評価に関する法律等三十七法律に規定されて

いる各種手数料等の金額又は金額の限度額について、各々所要の引上げを行おうとするものである。

なお、本案に基づく各種手数料等の改定は、昭和五十三年五月一日から実施することとして

いる。また、本改定に伴う昭和五十三年度の国

の歳入の増加額は約百十億円と見込まれてい

る。

なお、本案に基づく各種手数料等の改定は、昭和五十三年五月一日から実施することとしている。また、本改定に伴う昭和五十三年度の国

の歳入の増加額は約百十億円と見込まれている。また、本改定に伴う昭和五十三年度の国

の歳入の増加額は約百十億円と見込まれてい

る。

二 議案の可決理由

行政コスト・物価動向等を勘案して統一的な観点から各種手数料等の金額について、それぞれ所要の改定を行うことは、費用負担の適正化

を図る見地から適切な措置であると認め、本案

は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

各種手数料等の改定に関する法律案に対する附帯決議

一 政府は、各種手数料等の費用負担の公正を期するため、国民生活に及ぼす影響等を考慮しつつ適時に各種手数料等全般について見直しを行

うとともに、法律、政令等にゆだねるべき基準

につき整合性を図るよう努力すべきである。

一 政府は、各種手数料等の趣旨にかんがみ、そ

の算出方法等の合理性について、なお一層検討すべきである。

右
国会に提出する。

昭和五十三年四月十一日

内閣総理大臣 福田 達夫

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用

に関する法律及び資金運用部資金法の一部を改正する法律

を改正する法律の一部を改正する法律

(簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部改正)

第一条 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第三条第七項の規定による預託金となつたものを含み約定期間が一年未満のものを除く。以下この項において「預託金」という。)

第一項各号列記以外の部分中「左に」を

「次に」に改め、同項第一号、第三号及び第五号

中「貸付」を「貸付け」に改め、同項第六号中「長

期信用銀行法(昭和二十七年法律第二百八十七号)

第二条に規定する長期信用銀行」を「銀行」に改

め、同項第八号中「貸付」を「貸付け」に改める。

(資金運用部資金法の一部を改正する法律の一

部改正)

第二条 資金運用部資金法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改める。

6 簡易生命保険及郵便年金特別会計法(昭和

十九年法律第十二号)第八条の規定により昭

和五十二年度以後に資金運用部に預託された

しをするもののうち当該差額に相当する部分

以外の部分に対しては、この限りでない。

法律案を提出する理由である。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用

に関する法律及び資金運用部資金法の一部

を改正する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 当該預託金の払戻しをした預託金の合計額

度において払戻しをした預託金の合計額

二 当該預託金の払戻しの直前において簡易

生命保険及郵便年金特別会計法第八条の規

定により当該年度分の余裕金として預託さ

れている資金(約定期間が一年未満のもの

を除く。)の額

附則第七項中「前項各号の規定による利子」を

「前項の規定により付する利子」に改め、「払戻

しをする日」の下に「のほか、毎年三月三十一

日及び九月三十日」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

官

期間が七年以上の預託金(約定期間満了前に払

戻しをするものを除く)、預託後一年未満の

期間内に払戻しをする預託金、預託されてい

る利率により利子を付する。ただし、約定期

官

資金運用部資金法の一部を改正する法律の一

部改正)

1 簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金の金融債の運用の範囲に、長期信用銀行以外の銀行の発行する債券を加えることとする。

2 昭和五十二年度以後に資金運用部に預託さ

れた簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立

金及び余裕金のうち一定の要件を満たすもの

に対する利子の算出方法及び当該利子の支払方法を改めることとする。

3 この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、簡易生命保険及び郵便年金の加入者の利益の増進を図る目的に照らし妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十三年四月十一日

通信委員長 松本 七郎

衆議院議長 保利 茂殿

[別紙]

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び資金運用部資金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に

対する附帯決議

政府は、簡易保険及び郵便年金の余裕金を直接運用できるように制度の改善を検討するとともに、さらに積立金の運用範囲の拡大に努め、加入者の利益の増進を図るべきである。

昭和五十三年四月十三日 衆議院会議録第二十二号(二)

七五八

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物識可

定価 一部二二〇円

発行所

大藏省印刷局
東京都港区虎ノ門二丁目一番四号
電話 東京 五六二 四四二一(大代) 〒107